

2013 年 6 月 14 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 269 号 ）

財政部・国家税務総局、 増値税改革を全国展開へ ラジオ・映画・テレビ事業も適用業種に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

交通運輸業および一部の現代サービス業の税適用を「営業税から増値税へと変更する税制改革」（通称「営改増」、以下「増値税改革」という）の実施地域が全国に拡大されます。

財政部と国家税務総局は、2013 年 5 月 24 日付で『交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達』（財税[2013]37 号、以下『37 号通達』という）を公布。2012 年 1 月 1 日に上海で試行が開始され、その後、北京や天津、江蘇、浙江、広東等の 8 省市に拡大された増値税改革を、2013 年 8 月 1 日から全国展開すると発表しました。さらに今回、改革を実施する現代サービス業の適用業種に「ラジオ・映画・テレビサービス」¹を追加しました。

【図表 1】『37 号通達』の付属文書一覧

付属文書名称	規定概要
『 <u>交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る実施弁法</u> 』（付属文書 1、以下『実施弁法』という）	増値税の課税対象・税率・計算方法等を規定する基本法規
『 <u>課税サービス範囲注釈</u> 』（付属文書 1 付属、以下『注釈』という）	課税対象となる業種（＝課税サービス）を列挙
『 <u>交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更に係る関連事項の規定</u> 』（付属文書 2、以下『関連規定』という）	増値税納付の実務処理方法等を明確化
『 <u>交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る過渡的政策の規定</u> 』（付属文書 3、以下『過渡規定』という）	一部の課税サービスへの免税・徴収即還付措置を規定
『 <u>課税サービスにおける増値税ゼロ税率および免税政策適用の規定</u> 』（付属文書 4、以下『免税規定』という）	増値税のゼロ税率・免税適用対象となるサービスを列挙

（『37 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『37 号通達』には、増値税改革に係る一連の規定文書が添付されています（図表 1 参照）。これら付

¹ 「ラジオ・映画・テレビサービス」の具体的な定義と適用範囲については、『注釈』第二条第(七)項をご参照ください（日本語仮訳は本稿 23、24 ページ）。

属文書は、試行地域で実施されてきた増値税改革の関連規定を整理し、引き継いだもので、その内容に大きな変更はありません。これにより、従来規定の多くが廃止となっています（『37号通達』第3条）。

□ サービス業の増値税制概要

増値税改革の課税対象は、国内で交通運輸業および一部の現代サービス7業種（以下「課税サービス」という）のサービスを提供する事業単位・個人です（『実施弁法』第1条）。納税者は、課税サービスの年度売上額が500万元以上の「一般納税者」とそれ以下の「小規模納税者」、国外企業のために増値税を代理納付する「源泉徴収義務者」に分けられ（同第3条・第6条）、一般納税者は仕入税額の控除が可能な「一般税額計算方法」で、小規模納税者は売上額に3%の徴収率を乗ずる「簡易税額計算方式」で税額を計算し、納税します（同第15条・第16条、図表2参照）。

課税サービスの具体的な定義と範囲は、『注釈』に規定されています。課税サービスの増値税率には17%、11%、6%があり（『実施弁法』第12条）、特定の課税サービスや納税対象者、さらに課税サービスの輸出にはゼロ税率もしくは免税が適用されます（図表3参照）。ゼロ税率と免税が同時に適用される場合は、ゼロ税率を優先します（同第44条）。納税者が異なる税率・徴収率のサービスや物品販売、あるいは営業税適用サービスや免税・減税適用サービス等を兼業している場合、それぞれの売上額を分けて税額を計算し、納税しなければなりません。分割計算していない場合、原則として高い方の税率が適用され、免税・減税措置を受けることもできなくなります（同第35～37条）。

【図表2】増値税の納税者分類と納税額の計算方法

納税者分類	納税者の分類条件	納税額の計算方法
一般納税者	課税サービスで年度売上額が基準（500万元）以上の納税者 ✓ 条件に合致する納税者は、税務部門に資格認定を申請しなければならない ✓ 会計が健全で、正確な税務資料を提出できる場合、基準以下でも申請可 ✓ 認定後の小規模納税者への変更は原則不可	※ 一般税額計算方法： 納付税額＝当期売上税額－当期仕入税額 売上税額＝売上額×税率（17%、11%、6%） 【売上額と売上税額を一括して価格計算する場合】売上額＝税込売上額÷（1＋税率） ✓ 当期売上税額が当期仕入税額を下回った場合、翌期に繰り越して控除可
小規模納税者	課税サービスで年度売上額が基準（500万元）以下の納税者 ✓ 日常的に課税サービスを提供しない非企業性単位・企業・個人商工業者は、小規模納税者を選択可	※ 簡易税額計算方法： 納付税額＝売上額×徴収率（3%） 【売上額と売上税額を一括して価格計算する場合】売上額＝税込売上額÷（1＋徴収率） ✓ 仕入税額は控除できない ✓ 特定の課税サービス（公共交通サービス等）は簡易税額計算方法を選択可（選択後36カ月以内の変更は不可）
源泉徴収義務者	✓ 国内に経営機構を設置していない国外企業が国内で課税サービスを提供した場合、国内代理人もしくはサービスの受取側が増値税源泉徴収義務者となる	※ 源泉徴収額の計算方法： 源泉徴収すべき税額＝サービス受取側が支払う代金÷（1＋税率）×税率

（『37号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 3】 サービス業の増値税適用税率

税率	適用業種（課税サービス）
17%	✓ 有形動産リースサービス（ファイナンスリース、オペレーティングリース）
11%	✓ 交通運輸業（鉄道運輸を除く陸運、水運、空運、パイプライン輸送）
6%	✓ 研究開発・技術サービス（研究開発、技術譲渡、技術コンサル、ESCO、工事実地調査探査） ✓ 情報技術サービス（ソフトウェア、電気回路の設計・テスト、情報システム、業務フロー管理） ✓ 文化創意サービス（設計、商標・著作権譲渡、知的財産権、広告、会議・展覧会） ✓ 物流補助サービス（航空、港湾埠頭、貨物運輸・旅客運輸ステーション、サルベージ・救助、貨物運輸代理、代理通関、倉庫、積卸運搬） ✓ 鑑定証明・コンサルティングサービス（認証、鑑定証明、コンサル） ✓ ラジオ・映画・テレビサービス（制作、発行、放送）
0%※1	✓ 国際運輸サービス（台湾・香港・マカオを含む、関連許可証を要取得） ✓ 国外企業に提供する研究開発・設計サービス（国内不動産の設計を除く）
免税※2	※ 国内で提供する課税サービスに対する主な免税措置（『過渡規定』第1条） ✓ 個人が譲渡する著作権 ✓ 障害者個人が提供する課税サービス ✓ 航空会社が提供する航空機農薬散布サービス ✓ 省級科学技術部門の認定を受けた技術譲渡・技術開発および関連サービス ✓ 条件に合致する省エネ企業が ESCO プロジェクトにおいて提供する課税サービス 等
	※ 国外で提供する課税サービスに対する免税措置（『免税規定』第7条） ✓ 工事・鉱産資源における国外での工事実地調査探査サービス ✓ 会場が国外の会議・展覧会サービス ✓ 保管場所が国外の倉庫サービス ✓ 国外で使用する有形動産リースサービス ✓ 国外で提供するラジオ・映画・テレビ作品の発行・放送サービス ✓ 関連許可証を取得していない国際運輸サービス（台湾・香港・マカオを含む） ✓ 国外企業に提供する課税サービス（技術譲渡、技術コンサル、契約対象物が国内の場合を除く ESCO、ソフトウェア、電気回路の設計・テスト、情報システム、業務フロー管理、商標・著作権譲渡、知的財産権、倉庫を除く物流補助、国内の貨物・不動産に対するものを除く認証・鑑定証明・コンサル、ラジオ・映画・テレビ番組制作、タイムチャーター、航海チャーター、ウェットリース、国外で出稿する広告）
課税対象外	✓ 非営業活動で提供した課税サービス（『実施弁法』第9条） ✓ 国外企業が国内企業に提供する国外で消費する課税サービス（『実施弁法』第10条） ✓ 国外企業が国内企業に提供する国外で使用する有形動産リースサービス（同上）

※1 ゼロ税率の適用を受ける場合、税務部門で毎月、申告を行う必要があります（『免税規定』第6条）

※2 財政部と国家税務総局がゼロ税率の適用を規定している場合は、ゼロ税率が適用されます（同第7条）

このほかにも、一部の業種・地域・対象で免税・減税や徴収後即還付などの措置が認められています。詳しくは、『過渡規定』や『免税規定』をご参照ください。

（『37号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

一般税額計算方式を採用する納税者は、貨物販売者やサービス提供者から取得した増値税専用発票上の増値税額などを仕入税額として売上税額から控除できます。控除可能なケース、不可能なケースの詳細は、『実施弁法』第21～29条および『関連規定』に明記されています。

増値税納税義務の成立時期は、「納税者が課税サービスを提供し、合わせて売上金額を受領した、または販売代金請求証憑を取得した当日。先に発票を発行した場合、発票を発行した当日とする」などと規定されています（詳細は『実施弁法』第41条を参照）。また、増値税の納税期限には、「1日」「3日」「5

日」「10日」「15日」「1カ月」「1四半期」「1回ごと」があり、税務部門が納税者の税額規模に基づいて期限を決定します（同第43号）。このうち「1四半期」は、小規模納税者等に適用されます。納税者が「1カ月」「1四半期」を適用する場合、期限満了日から15日以内に申告納税し、「1日」「3日」「5日」「10日」「15日」を適用する場合、期限満了日から5日以内に税額を前納、翌月1日から15日以内に申告納税し、同時に前月の納付税額を清算します。

【図表4】 増値税改革試行の流れ

2011年10月26日	国务院常务会议が上海での増値税改革の試行実施を決定
11月16日	財政部と国家税務総局が『 <u>「営業税の増値税への徴収変更試行方案」の印刷・配布に関する通達</u> 』（財税[2011]110号、以下『110号通達』という）、『上海市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行を展開することに関する通達』（財税[2011]111号）を公布、上海市での交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革試行を正式発表
2012年1月1日	上海市で増値税改革が試行実施
7月31日	財政部と国家税務総局が『北京等8省市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行の展開に関する通達』（財税[2012]71号）を公布、増値税改革の試行実施地域の拡大を発表
9月1日	北京市で増値税改革が試行実施
10月1日	江蘇省、安徽省で増値税改革が試行実施
11月1日	福建省、広東省で増値税改革が試行実施
12月1日	天津市、浙江省、湖北省で増値税改革が試行実施
2013年4月10日	国务院常务会议が、交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革の全国展開を決定
5月24日	財政部と国家税務総局が『 <u>交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達</u> 』（財税[2013]37号）を公布、増値税改革の全国展開を正式発表
8月1日	交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革を全国展開へ
2013年度中（?）	鉄道運輸および郵便・電話・通信等のサービス業種で増値税改革を試行実施
2015年まで（目標）	サービス業における増値税改革を完了へ

（関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 2015年までの改革完了を目指す

国务院は、増値税改革の全国展開により、2013年度の企業の税負担が1,200億元軽減されると見込んでいます。なお、国家税務総局の王軍局長は、2013年2月末時点で増値税の試行納税者が112万社に達し、合わせて550億元以上の減税につながっていることを明らかにしています（4月16日の記者会見）。

2013年4月10日に開催された国务院常务会议は、増値税改革の全国展開とともに、「時期を選んで鉄道運輸および郵便・電話・通信等の業界を“營改増”の試行に組み入れる」ことも決定しています（国务院公式サイト発表）。国务院は、第12次五カ年計画（2011～2015年）期間内に増値税改革を完了させる方針で、将来的には鉄道運輸、郵便・電話・通信のほか、建築、金融・保険、文化・スポーツ、娯楽、無形資産譲渡、不動産売買においても税適用が営業税から増値税へと変更される予定です。

一方、『37 号通達』には中央政府・地方政府間の税収配分についての言及がありませんでした。改革以前の増値税収入は中央 75：地方 25 の割合で配分され、営業税は全額が地方の収入となっていました。改革試行に伴って営業税収入を失う地方財政に配慮して、試行期間中は課税サービスからの増値税収入を全額、地方に配分しています（『110 号通達』第 3 条第 1 項）。『37 号通達』により増値税改革が全国展開されるものの、適用対象が未だ一部の業種にとどまる「試行」という位置付けに変わりはなく、今後、他の業種への適用が進む中で税収配分の調整も行われるのではないかとみられます。

＊

『37 号通達』の詳細は、6 ページからの日本語仮訳および 40 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、増値税納付の実務手続等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

財政部・国家税務総局

財税[2013]37号

**交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の
増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達**

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局・地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：

国務院による交通運輸業および一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への徴収変更（以下「営改増」という）試行の要求に基づき、ここに関連事項について以下のように通達する。

- 一、国務院の批准を経て、2013年8月1日より、全国の範囲内で交通運輸業および一部の現代サービス業に対する「営改増」の試行を展開する。ここに関連規定を印刷・配布する。遵守執行されたい。
- 二、全国で展開する交通運輸業および一部の現代サービス業に対する「営改増」の試行は、範囲が広く、時間が限られ、任務は重く、各地は高度に重視し、試行業務の組織指導を適切に強化し、入念に組織し、周到に手配し、責任を明確化し、各種の有効措置を採用し、試行前の各種準備ならびに試行過程におけるモニタリング分析および広報・説明等の業務を適切に遂行し、改革の平穩で、秩序ある、順調な進行を確保しなければならない。問題に遭遇した場合、遅滞なく財政部および国家財務総局に反映すること。
- 三、『財政部・国家税務総局による上海市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行を展開することに関する通達』（財税[2011]111号）、『財政部・国家税務総局による課税サービスの増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する通達』（財税[2011]131号）、『財政部・国家税務総局による交通運輸業および一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への徴収変更試行の若干税收政策に関する通達』（財税[2011]133号）、『財政部・国家税務総局による交通運輸業および一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への徴収変更試行の若干税收政策に関する補充通達』（財税[2012]53号）、『財政部・国家税務総局による北京等8省市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行の展開に関する通達』（財税[2012]71号）、『財政部・国家税務総局による交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る課税サービス範囲等の若干の税收政策に関する補充通達』（財税[2012]86号）、『財政部・国家税務総局による営業税の若干の政策問題に関する通達』（財税[2013]16号）第3条第(16)項および第(18)項は、2013年8月1日より廃止する。

付属文書 1 : 交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る実施弁法

付属文書 2 : 交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更に係る関連事項の規定

付属文書 3 : 交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る過渡的政策の規定

付属文書 4 : 課税サービスにおける増値税ゼロ税率および免税政策適用の規定

財政部 国家税務総局

2013 年 5 月 24 日

付属文書 1

**交通運輸業および一部の現代サービス業における
営業税の増値税への徴収変更試行に係る実施弁法****第 1 章 納税者および源泉徴収義務者**

第1条 中華人民共和国国内（以下「国内」という）で交通運輸業および一部の現代サービス業のサービス（以下「課税サービス」という）を提供する単位および個人は、増値税の納税者とする。納税者が提供する課税サービスは、本弁法に基づき増値税を納付しなければならず、再び営業税を納税しない。

単位とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体およびその他の単位を指す。

個人とは、個人商工業者およびその他の個人を指す。

第2条 単位が請負、賃借、名義借りの方式で経営している場合、請負人、賃借人、名義借人（以下「請負人」という）が発注者、賃貸人、名義貸人（以下「発注者」という）の名義で対外経営し、合わせて発注者が関連法律責任を負う場合、当該発注者を納税者とする。そうでなければ、請負人を納税者とする。

第3条 納税者は、一般納税者と小規模納税者に分類する。

課税サービスの年度の増値税を徴収すべき売上額（以下「課税サービス年度売上額」という）が財政部および国家税務総局の規定基準を超える納税者を一般納税者とし、規定基準を超えない納税者を小規模納税者とする。

課税サービス年度売上額が規定基準を超えるその他の個人は一般納税者に属さない。日常的に課税サービスを提供しない非企業性単位、企業および個人商工業者は、小規模納税者に基づく納税を選択することができる。

第4条 小規模納税者の会計計算が健全で、正確な税務資料を提供することができる場合、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請し、一般納税者となることができる。

会計計算が健全とは、国家統一の会計制度規定に基づいて帳簿を設置し、合法的で有効な証憑に基づき計算することができることを指す。

第5条 一般納税者の条件に合致する納税者は、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請しなければならない。具体的な認定方法は、国家税務総局が制定する。

国家税務総局が別途規定する場合を除き、一旦、一般納税者と認定した後、小規模納税者に転換してはならない。

第6条 中華人民共和国国外（以下「国外」という）の単位もしくは個人が国内で提供する課税サービスは、国内に経営機構を設置していない場合、その代理人を増値税源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合、受取側を増値税源泉徴収義務者とする。

第7条 2名もしくは2名以上の納税者は、財政部および国家税務総局の批准を経て、1人の納税者とみなして合併納税することができる。具体的な方法は、財政部および国家税務総局が別途制定する。

第2章 課税サービス

第8条 課税サービスとは、陸上運輸サービス、水上運輸サービス、航空運輸サービス、パイプライン運輸サービス、研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス、鑑定・証明コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビサービスを指す。

課税サービスの具体的な範囲は、本弁法に付属する『課税サービス範囲注釈』に基づき執行する。

第9条 課税サービスの提供とは、課税サービスを有償で提供することを指すが、非営業活動において提供した課税サービスを含まない。

有償とは、通貨、貨物もしくはその他の経済利益を取得することを指す。

非営業活動とは以下を指す。

- (1) 非企業性単位が法律および行政法規の規定に基づき、国家行政管理および公共サービスの職能を履行するために政府性基金もしくは行政事業性費用を受け取る活動。
- (2) 単位もしくは個人工商業者が招聘した従業員が、当該単位もしくは雇用主のために提供する課税サービス。
- (3) 単位もしくは個人工商業者が従業員のために提供する課税サービス。

(4) 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況。

第10条 国内で提供する課税サービスとは、課税サービスの提供側もしくは受取側が国内にあることを指す。

以下の状況は、国内で提供する課税サービスに属さない。

- (1) 国外単位もしくは個人が、国内単位もしくは個人に完全に国外で消費する課税サービスを提供する場合。
- (2) 国外単位もしくは個人が、国内単位もしくは個人に完全に国外で使用する有形動産をリースする場合。
- (3) 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況。

第11条 単位および個人工商業者の以下の状況は、課税サービスの提供とみなす。

- (1) その他の単位もしくは個人に交通運輸業および一部の現代サービス業のサービスが無償で提供すること。ただし、公益活動を目的とする、もしくは社会公衆を対象とする場合を除く。
- (2) 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況。

第3章 税率および徴収率

第12条 増値税の税率は、以下の通りとする。

- (1) 有形動産リースサービスの提供は、税率を17%とする。
- (2) 交通運輸業サービスの提供は、税率を11%とする。
- (3) 現代サービス業サービス（有形動産リースサービスを除く）の提供は、税率を6%とする。
- (4) 財政部および国家税務総局が規定する課税サービスは、税率をゼロとする。

第13条 増値税の徴収率は3%とする。

第4章 納付税額の計算

第1節 一般規定

第14条 増値税の税額計算方法は、一般税額計算方法および簡易税額計算方法を含む。

第15条 一般納税者が提供する課税サービスは、一般税額計算方法を適用して税額を計算する。

一般納税者が提供する財政部および国家税務総局の規定する特定課税サービスは、簡易税額計算方法を適用した税額計算を選択することができるが、一旦選択した場合、36 カ月以内に變更してはならない。

第16条 小規模納税者が提供する課税サービスは、簡易税額計算方法を適用して税額を計算する。

第17条 国外単位もしくは個人が国内で提供する課税サービスは、国内に経営機構を設置していない場合、源泉徴収義務者が以下の公式に基づき源泉徴収すべき税額を計算する。

源泉徴収すべき税額＝受取側が支払う代金÷（1＋税率）×税率

第2節 一般税額計算方法

第18条 一般税額計算方法の納付税額とは、当期売上税額から当期仕入税額を控除した後の残額を指す。納付税額の計算公式は、以下の通りとする。

納付税額＝当期売上税額－当期仕入税額

当期売上税額が当期仕入税額を下回り、控除に不足するとき、その不足部分は翌期に繰り越して引き続き控除することができる。

第19条 売上税額とは、納税者が提供する課税サービスについて、売上額と増値税税率に基づき計算する増値税額を指す。売上税額の計算公式は、以下の通りとする。

売上税額＝売上額×税率

第20条 一般税額計算方法の売上額は、売上税額を含まず、納税者が売上額および売上税額を合わせて価格決定する方法を採用している場合、以下の公式に基づき売上額を計算する。

売上額＝税込売上額÷（1＋税率）

第21条 仕入税額とは、納税者が貨物を仕入れた、もしくは加工・修理・補修の役務および課税サー

ビスを受けたことで、支払もしくは負担する増値税の税額を指す。

第22条 以下の仕入税額は、売上税額から控除することを許可する。

- (1) 販売側もしくは提供側から取得した増値税専用発票（貨物運輸業増値税専用発票、課税対象車販売統一発票を含む、以下同）に明記している増値税額。
- (2) 税関から取得した税関輸入増値税専用納付書に明記している増値税額。
- (3) 農産物を仕入れる場合、増値税専用発票もしくは税関輸入増値税専用納付書を取得する場合を除き、農産物買付発票もしくは販売発票に明記している農産物購入価格および13%の控除率で計算する仕入税額。計算公式は以下の通り。

仕入税額＝購入価格×控除率

購入価格とは、納税者が農産物を仕入れ、農産物買付発票もしくは販売発票に明記されている代金および規定に基づき納付するタバコ税を指す。

- (4) 鉄道運輸サービスを受ける場合、鉄道運輸費用決済領収書に明記している輸送費用金額および7%の控除率で計算する仕入税額。仕入税額の計算公式は以下の通り。

仕入税額＝運輸費用金額×控除率

運輸費用金額とは、鉄道輸送費用決済領収書に明記している運輸費用（鉄道臨時管理線および鉄道専用線運輸費用を含む）、建設基金を指し、積卸費、保険費等のその他の雑費を含まない。

- (5) 国外単位もしくは個人が提供する課税サービスを受ける場合、税務機関もしくは国内代理人から取得した税額納付に係る中華人民共和國税収納付証憑（以下「税収納付証憑」という）に明記している増値税額。

第23条 納税者が取得した増値税控除証憑が法律、行政法規もしくは国家税務総局の関連規定に合致しない場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。

増値税税引証憑とは、増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書、農産物買付発票、農産物販売発票、鉄道運輸費用決済領収書および税収納付証憑を指す。

納税者が税収納付証憑により仕入税額を控除する場合、書面契約、支払証明および国外単位の帳簿照合書もしくは発票を備えていなければならない。資料が不完全である場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。

第24条 以下の項目の仕入税額は、売上税額から控除してはならない。

- (1) 簡易税額計算方法を適用する税額計算項目、非増値税課税項目、増値税免税項目、集団

福利もしくは個人消費の仕入貨物、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの受取。このうち関係する固定資産、特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースとは、上述の項目に専ら使用する固定資産、特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースのみを指す。

- (2) 非正常損失の仕入貨物、ならびに関連する加工・修理・補修の役務および交通運輸業サービス。
- (3) 非正常損失の仕掛品、完成品が消耗した仕入貨物（固定資産を含まない）、加工・修理・補修の役務もしくは交通運輸業サービス。
- (4) 旅客運輸サービスの受取。

第25条 非増値税課税項目とは、非増値税課税役務、無形資産（特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権を除く）譲渡、不動産販売および建設中の不動産を指す。

非増値税課税役務とは、『課税サービス範囲注釈』に列挙されている項目以外の営業税課税役務を指す。

不動産とは、移動することができない、もしくは移動後に性質、形状の変化を引き起こす財産を指し、建築物、構築物およびその他の土地付着物を含む。

納税者が新築、改築、増築、修繕、装飾する不動産は、すべて建設中の不動産に属する。

個人消費は、納税者の交際接待消費を含む。

固定資産とは、使用期限が12カ月を超える機器、機械、運輸ツールおよび生産経営と関連するその他の設備、ツール、器具等を指す。

非正常損失とは、管理の不備により盗難、紛失、腐食変質を引き起こした損失、および執行部門により法に基づき没収された、または強制的に自社での破棄を命令された貨物を指す。

第26条 一般税額計算方法を適用する納税者が、簡易税額計算方法の税額計算項目、非増値税課税役務、増値税免税項目を兼営していることで、区分することができず控除してはならない仕入税額は、以下の公式に基づき控除してはならない仕入税額を計算する。

控除してはならない仕入税額＝当期の区分できないすべての仕入税額×（当期の簡易税額計算方法の税額計算項目の売上額＋非増値税課税役務の営業額＋増値税免税項目の売上額）÷（当期のすべての売上額＋当期のすべての営業額）

主管税務機関は、上述の公式に基づき年度データにより控除してはならない仕入税額に対して清算を行うことができる。

第27条 すでに仕入税額を控除した仕入貨物、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの受取に、本弁法第 24 条が規定する状況（簡易税額計算方法の税額計算項目、非増値税課税役務、増値税免税項目を除く）が発生した場合、当該仕入税額を当期仕入税額から控除しなければならない。当該仕入税額を確定することができない場合、当期の実際原価に基づき控除すべき仕入税額を計算する。

第28条 納税者が提供する、一般税額計算方法を適用して税額を計算する課税サービスが、サービスの中止もしくは割引により購入側に返還した増値税額は、当期の売上税額から控除しなければならない。サービスの中止、仕入貨物の返品、割引の発生により回収した増値税額は、当期の仕入税額から控除しなければならない。

第29条 以下のいずれかの状況にある場合、売上額および増値税の税率に基づき納付税額を計算しなければならない。仕入税額を控除してはならず、増値税専用発票を使用してはならない。

- (1) 一般納税者の会計計算が健全でない、もしくは正確な税務資料を提供することができない場合。
- (2) 一般納税者資格認定の手続を申請しなければならないが、未申請の場合。

第 3 節 簡易税額計算方法

第30条 簡易税額計算方法の納付税額とは、売上額および増値税の徴収率に基づき計算する増値税額を指し、仕入税額を控除してはならない。納付税額の計算公式は以下の通りとする。

$$\text{納付税額} = \text{売上額} \times \text{徴収率}$$

第31条 簡易税額計算方法の売上額は、その納付税額を含まず、納税者が売上額および納付税額を合わせて価格決定する方法を採用している場合、以下の公式に基づき売上額を計算する。

$$\text{売上額} = \text{税込売上額} \div (1 + \text{徴収率})$$

第32条 納税者が提供する簡易税額計算方法を適用して税額を計算する課税サービスは、サービスの中止もしくは割引により受取側に売上額を返還した場合、当期の売上額から控除しなければ

ならない。当期売上額の控除後、なお残額があり、多く納付した税額は、以後の納付税額から控除することができる。

第4節 売上額の確定

第33条 売上額とは、納税者が課税サービスを提供して取得するすべての代金および価格外費用を指す。

価格外費用とは、価格外で受け取る各種性質の価格外費用を指すが、代理で受け取る政府性基金もしくは行政事業性費用を含まない。

第34条 売上額は、人民元で計算する。

納税者が人民元以外の通貨に基づいて売上額を決済する場合、人民元に換算して計算しなければならない。換算率は売上額が発生した当日もしくは当月1日の人民元為替レート仲値を選択することができる。納税者はあらかじめ採用する換算率を確定しなければならない。確定後12カ月以内に変更してはならない。

第35条 納税者が異なる税率もしくは徴収率を適用する課税サービスを提供する場合、異なる税率もしくは徴収率を適用する売上額を分けて計算しなければならない。分けて計算していない場合、高い方の税率を適用する。

第36条 納税者が営業税課税項目を兼業している場合、課税サービスの売上額と営業税課税項目の営業額を分けて計算しなければならない。分けて計算していない場合、主管税務機関が課税サービスの売上額を査定する。

第37条 納税者が免税、減税項目を兼業している場合、免税、減税項目の売上額を分けて計算しなければならない。分けて計算していない場合、免税、減税してはならない。

第38条 納税者が課税サービスを提供し、増値税専用発票を発行した後、提供した課税サービスを中止、割引、発票発行に誤りがある等の状況が発生した場合、国家税務総局の規定に基づき赤字増値税専用発票を発行しなければならない。規定に基づき赤字増値税専用発票を発行していない場合、本弁法第28条および第32条の規定に基づき売上税額もしくは売上額を控除してはならない。

第39条 納税者が課税サービスを提供し、代金と割引額を同一の発票に分けて明記している場合、割

引後の代金を売上額とする。同一の発票に分けて明記していない場合、代金を売上額とし、割引額を控除してはならない。

第40条 納税者が提供する課税サービスの価格が明らかに低く、もしくは高く、かつ合理的な商業目的を有しない場合、または本弁法第 11 条に列挙されている課税サービスの提供とみなせるが売上額のない場合、主管税務機関は以下の順序に基づき売上額を確定する権利を有する。

- (1) 納税者が直近の時期に提供した同類の課税サービスの平均価格に基づき確定する。
- (2) その他の納税者が直近の時期に提供した同類の課税サービスの平均価格に基づき確定する。
- (3) 課税標準価格に照らして確定する。課税標準価格の公式は以下の通りとする。
課税標準価格＝原価×（１＋原価利益率）
原価利益率は、国家税務総局が確定する。

第 5 章 納税義務、源泉徴収義務の発生時期および納税地

第41条 増値税納税義務の発生時期は、以下の通りとする。

- (1) 納税者が課税サービスを提供し、合わせて売上金額を受領した、または販売代金請求証憑を取得した当日。先に発票を発行した場合、発票を発行した当日とする。
売上金額の受領とは、納税者が課税サービスの提供過程で、もしくは完了後、代金を受け取することを指す。
販売代金請求証憑を取得した当日とは、書面契約で確定した支払日を指す。書面契約を締結していない、または書面契約が支払日を確定していない場合、課税サービスが完了した当日とする。
- (2) 納税者が有形動産リースのサービスを提供し、前受金方式を採用する場合、その納税義務の発生時期は前受金を受領した当日とする。
- (3) 納税者に本弁法 11 条が提供したとみなす課税サービスが発生した場合、その納税義務の発生時期は課税サービスが完了した当日とする。
- (4) 増値税源泉徴収義務の発生時期は、納税者に増値税納税義務が発生した当日とする。

第42条 増値税納税地は、以下の通りとする。

- (1) 固定業者は、その機構所在地もしくは居住地の主管税務機関に申告納税しなければならない。総機構および分支機構が同一の県（市）にない場合、各自所在地の主管税務機関にそれぞれ申告納税しなければならない。財政部および国家税務総局もしくはそれが授

権する財政および税務機関の批准を経た場合、総機構は総機構所在地の主管税務機関に合併して申告納税することができる。

- (2) 非固定業者は、課税サービス発生地主管税務機関に申告納税しなければならない。申告納税していない場合、その機構の所在地もしくは居住地の主管税務機関が税額を追徴する。
- (3) 源泉徴収義務者は、その機構所在地もしくは居住地の主管税務機関にその源泉徴収の税額を申告納税しなければならない。

第43条 増値税の納税期限は、それぞれ1日、3日、5日、10日、15日、1カ月もしくは1四半期とする。納税者の具体的な納税期限は、主管税務機関が納税者の納付税額の大小に基づきそれぞれ確定する。1四半期を納税期限とする規定は、小規模納税者ならびに財政部および国家税務総局が規定するその他の納税者に適用する。固定期限に基づいて納税することができない場合、回ごとに納税することができる。

納税者が1カ月もしくは1四半期を1納税期とする場合、期限満了日から15日以内に申告納税する。1日、3日、5日、10日もしくは15日を1納税期とする場合、期限満了日から5日以内に税額を前納し、翌月1日から15日以内に申告納税し、合わせて前月の納付税額を清算する。

源泉徴収義務者が税額を納付する期限は、前2項の規定に照らして執行する。

第6章 税収の減免

第44条 納税者が提供した課税サービスが免税、減税の規定を適用する場合、免税、減税を放棄し、本弁法の規定に基づき増値税を納付することができる。免税、減税を放棄した後、36カ月以内に免税、減税を再申請してはならない。

納税者が提供する課税サービスが免税およびゼロ税率の規定を同時に適用する場合、ゼロ税率を優先して適用する。

第45条 個人が提供する課税サービスの売上額が増値税の課税最低限に達していない場合、増値税を免除する。課税最低限に達する場合、全額について増値税を計算納付する。

増値税の課税最低限は、一般納税者に認定された個人商工業者に適用しない。

第46条 増値税の課税最低限の範囲は、以下の通りとする。

- (1) 期間ごとに納税する場合、月の課税売上額を 5,000～20,000 元（当該数値を含む）とする。
- (2) 回ごとに納税する場合、毎回（日）の売上額を 300～500 元（当該数値を含む）とする。

課税最低限の調整は、財政部および国家税務総局が規定する。省、自治区、直轄市財政庁（局）および国家税務総局は、規定の範囲内で実際の状況に基づき当該地区が適用する課税最低限を確定し、合わせて財政部および国家税務総局に報告し届け出なければならない。

第 7 章 徴収管理

第47条 営業税から徴収変更する増値税は、国家税務総局が徴収の責任を負う。

第48条 納税者がゼロ税率を適用する課税サービスを提供する場合、期間ごとに主管税務機関に還付税（免税）手続を申告しなければならない、具体的な方法は財政部および国家税務総局が制定する。

第49条 納税者が提供する課税サービスは、増値税専用発票を請求する受取側に増値税専用発票を発行し、合わせて増値税専用発票に売上額と売上税額をそれぞれ明記しなければならない。

以下のいずれかの状況に属する場合、増値税専用発票を発行してはならない。

- (1) 消費者個人に提供する課税サービス。
- (2) 増値税免税の規定を適用する課税サービス。

第50条 小規模納税者が課税サービスを提供し、受取側が増値税専用発票を請求する場合、主管税務機関に代理発行を申請することができる。

第51条 納税者の増値税の徴収管理は、本弁法および『中華人民共和国税收徴収管理法』ならびに現行の増値税徴収管理の関連規定に基づき執行する。

第 8 章 附則

第52条 納税者は国家統一の会計制度に照らして、増値税の会計計算を行わなければならない。

第53条 本弁法は、2013 年 8 月 1 日より執行する。

付属：

課税サービス範囲注釈

一、交通運輸業

交通運輸業とは、運輸ツールを使用して貨物もしくは旅客を目的地に運送し、その空間位置を転移させる業務活動を指す。陸上運輸サービス、水上運輸サービス、航空運輸サービスおよびパイプライン運輸サービスを含む。

(一) 陸上運輸サービス。

陸上運輸サービスとは、陸上（地上もしくは地下）を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指し、道路運輸、ケーブルカー運輸、ロープウェイ運輸およびその他の陸上運輸を含み、鉄道運輸は暫定的に含まない。

(二) 水上運輸サービス。

水上運輸サービスとは、大河、河川、湖、川等の天然、人工水路もしくは海洋航路を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指す。

遠洋運輸の航海チャーター、タイムチャーター業務は、水上運輸サービスに属する。

航海チャーター業務とは、遠洋運輸企業が用船者のためにある特定航路の運輸任務を完了し、合わせてリース料を受け取る業務を指す。

タイムチャーター業務とは、遠洋運輸企業がオペレーション人員を配備した船舶を他人が一定期間使用するために賃貸し、賃貸期間内に賃借人の配置調整に従い、経営が否かにかかわらず、日割りで賃借人からリース料を受け取り、発生した固定費用はすべて船主が負担する業務を指す。

(三) 航空運輸サービス。

航空運輸サービスとは、空中航路を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指す。

航空運輸のウェットリース業務は、航空運輸サービスに属する。

ウェットリース業務とは、航空運輸企業が乗組員を配置した飛行機を他人が一定期間使用するために賃貸し、賃貸期間内において賃借人の配置調整に従い、経営が否かにかかわらず、一定基準に基づき賃借人からリース料を受け取り、発生した固定費用はすべて賃借人が負担する業務を指す。

(四) パイプライン運輸サービス。

パイプライン運輸サービスとは、パイプライン施設を通じて気体、液体、固体物質を輸送する運輸業務活動を指す。

二、一部の現代サービス業

一部の現代サービス業とは、製造業、文化産業、現代物流産業等をめぐって技術性、知識性サービスを提供する業務活動を指す。研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス、鑑定・証明コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビサービスを含む。

(一) 研究開発および技術サービス。

研究開発および技術サービスは、研究開発サービス、技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、ESCO サービス、工事実地調査探査サービスを含む。

1. 研究開発サービスとは、新技術、新製品、新工程もしくは新材料およびそのシステムについて研究と試験開発を行う業務活動を指す。
2. 技術譲渡サービスとは、特許もしくは非特許技術の所有権もしくは使用権を譲渡する業務活動を指す。
3. 技術コンサルティングサービスとは、特定の技術項目に対して実行可能性論証、技術予測、特定問題の技術調査、分析評価報告および専門知識のコンサルティング等を提供する業務活動を指す。
4. ESCO サービスとは、省エネルギーサービス会社がエネルギー使用単位と契約形式で省エネルギー目標を約定し、省エネルギーサービス会社が必要なサービスを提供し、エネルギー使用単位は省エネルギー効果をもって省エネルギーサービス会社の投入およびその合理的な報酬を支払う業務活動を指す。
5. 工事実地調査探査サービスとは、採鉱、工事施工前に、地形、地質構造、地下資源埋蔵状況に対して実地調査を実施する業務活動を指す。

(二) 情報技術サービス。

情報技術サービスとは、コンピュータ、通信ネットワーク等の技術を利用し、情報に対して生産、収集、処理、加工、保存、伝送、検索および利用を行い、合わせて情報サービスを提供する業務活動を指す。ソフトウェアサービス、電気回路設計およびテストサービス、情報システムサービスならびに業務フロー管理サービスを含む。

1. ソフトウェアサービスとは、ソフトウェア開発サービス、ソフトウェアコンサルティングサービス、ソフトウェア保守サービス、ソフトウェアテストサービスを提供する業務行為を指す。
2. 電気回路設計およびテストサービスとは、集積回路および電子電気回路製品の設計、テストおよび関連技術サポートサービスを提供する業務行為を指す。
3. 情報システムサービスとは、情報システムインテグレーション、ネットワーク管理、デスクトップ管理と保守、情報システムの応用、基礎情報技術管理プラットフォーム

のインテグレーション、情報技術インフラ施設の管理、データセンター、受託管理センター、セキュリティサービスを提供する業務行為を指す。サイトが非自社のオンラインゲームに対して提供するネットワーク運営サービスを含む。

4. 業務フロー管理サービスとは、コンピュータ情報技術に依拠して提供する人的資源管理、財務経済管理、金融支払サービス、内部データ分析、コールセンターおよび電子商取引プラットフォーム等のサービスの業務活動を指す。

(三) 文化創意サービス。

文化創意サービスは、設計サービス、商標および著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、広告サービスならびに会議・展覧会サービスを含む。

1. 設計サービスとは、計画、企画、構想を視覚、文字等の形式を通じて伝達する業務活動を指す。工業デザイン、造形デザイン、服飾デザイン、環境デザイン、平面デザイン、パッケージデザイン、アニメーションデザイン、展示デザイン、ウェブデザイン、機械設計、工事設計、広告デザイン、創意の企画立案、文書印刷・図面感光等を含む。
2. 商標および著作権譲渡サービスとは、商標、のれんおよび著作権を譲渡する業務活動を指す。
3. 知的財産権サービスとは、知的財産権の事務を処理する業務活動を指す。特許、商標、著作権、ソフトウェア、集積回路配置設計に対する代理、登記、鑑定、評価、認証、コンサルティング、検索サービスを含む。
4. 広告サービスとは、書籍、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画、スライド、看板、ポスター、ショーウィンドー、ネオンサイン、照明看板、インターネット等の各種形式を利用し、顧客の商品、経営サービス項目、文化・スポーツプログラムもしくは通告、声明等の委託事項のために宣伝および関連サービスの提供を行う業務活動を指す。広告代理および広告の配布、放送、宣伝、展示等を含む。
5. 会議・展覧会サービスとは、商品の流通、販売促進、展示、商談、民間交流、企業間コミュニケーション、国際交流等のために開催もしくは組織手配する各種展覧会および会議の業務活動を指す。

(四) 物流補助サービス。

物流補助サービスは、航空サービス、港湾埠頭サービス、貨物運輸・旅客運輸ステーションサービス、サルベージ・救助サービス、貨物運輸代理サービス、代理通関サービス、倉庫サービス、および積卸運搬サービスを含む。

1. 航空サービスとは、航空地上サービスおよび一般航空サービスを含む。
航空地上サービスとは、航空会社、空港、民用航空管理局、ターミナル等がわが国の国内で航行する、もしくはわが国の国内空港に停留する国内外の航空機もしくはその他の飛行機器に提供する航空誘導等の役務的地上サービスの業務活動を指す。旅客安

全検査サービス、駐機場管理サービス、空港口ビー管理サービス、航空機洗浄消毒サービス、空中飛行管理サービス、航空機離着陸サービス、飛行通信サービス、地上信号サービス、航空機安全サービス、滑走路管理サービス、空中交通管理サービス等を含む。

一般航空サービスとは、専門業務のために航空サービスを提供する業務活動を指し、航空撮影、航空測量、航空探査、航空森林保護、航空懸吊散布、航空降雨等を含む。

2. 港湾埠頭サービスとは、港湾業務船舶管理調整サービス、船舶通信サービス、航路管理サービス、航路浚渫サービス、灯台管理サービス、航路標識管理サービス、船舶水先案内サービス、貨物照合サービス、係留出帆サービス、停泊および移動サービス、海上船舶油除去サービス、水上交通管理サービス、船舶専門洗浄消毒検査測定サービスならびに船舶漏油防止サービス等の船舶のためにサービスを提供する業務活動を指す。

港湾施設の経営者が受け取る港湾施設保安費は、「港湾埠頭サービス」に基づき増値税を徴収する。

3. 貨物運輸・旅客運輸ステーションサービスとは、貨物運輸・旅客運輸ステーション（鉄道運輸を含まない）が提供する貨物積載サービス、運輸組織サービス、乗換乗継サービス、車両管理調整サービス、発券サービス、および車両駐車サービス等の業務活動を指す。
4. サルベージ・救助サービスとは、船舶人員の救助、船舶財産の救助、水上救助、および沈没船・沈没物サルベージサービスを提供する業務活動を指す。
5. 貨物運輸代理サービスとは、貨物荷受人、荷送人、船舶所有者、船舶賃借人もしくは船舶経営者の委託を受けて、委託人の名義もしくは自己の名義において、貨物運輸サービスを直接提供しないという状況の下、委託人のために貨物運輸、船舶の港湾出入、水先案内の連絡手配、停泊、積卸等の貨物および船舶の関連業務手続を代理する業務活動を指す。
6. 代理通関サービスとは、輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受けて、通関手続を代行する業務活動を指す。
7. 倉庫サービスとは、倉庫、貨物置場もしくはその他の場所を利用して、顧客の代わりに貨物を貯蔵・安置、保管する業務活動を指す。
8. 積卸運搬サービスとは、積卸運搬ツールもしくは人力、家畜を使用して、貨物を運輸ツール間、積卸現場間、もしくは運輸ツールと積卸現場の間で積卸および運搬を行う業務活動を指す。

（五）有形動産リースサービス。

有形動産リースは、有形動産ファイナンスリースおよび有形動産オペレーティングリースを含む。

1. 有形動産ファイナンスリースとは、融資の性質および所有権転移の特徴を有する有形動産リースの業務活動を指す。すなわち、賃貸人が賃借人の要求する規格、サイズ、性能等の条件に基づき有形動産を購入して賃借人にリースし、契約期間内に設備所有権は賃貸人に属し、賃借人は使用权のみを擁し、契約満了時にリース料を全額支払った後、賃借人は残存価額で有形動産を購入する権利を有し、その所有権を擁する。賃貸人が有形動産を残存価額で賃借人に販売するか否かに関わらず、すべてファイナンスリースに属する。
2. 有形動産オペレーティングリースとは、約定期間内に物品、設備等の有形動産を他人が使用するために譲渡し、かつリース物の所有権が変更しない業務活動を指す。
遠洋運輸の裸用船業務、航空運輸のドライリース業務は、有形動産オペレーティングリースに属する。
裸用船業務とは、遠洋運輸企業が船舶を約定の期間内に他人に賃貸して使用させ、オペレーション人員を配置せず、運輸過程で発生する各種費用を負担せず、固定リース料のみを受け取る業務活動を指す。
ドライリースとは、航空運輸企業が航空機を約定の期間内に他人に賃貸して使用させ、乗組員を配置せず、運輸過程で発生する各種費用を負担せず、固定リース料のみを受領する業務活動を指す。

(六) 鑑定証明・コンサルティングサービス。

鑑定証明・コンサルティングサービスは、認証サービス、鑑定証明・サービスおよびコンサルティングサービスを含む。

1. 認証サービスとは、専門資質を有する単位が検査測定、検証、計量等の技術を利用し、製品、サービス、管理体系が関連技術規範、関連技術規範の強制的要求もしくは基準に合致することを証明する業務活動を指す。
2. 鑑定証明・サービスとは、専門資質を有する単位が委託者の経済活動および関連資料のために鑑定・証明を行い、証明力を有する意見を表明する業務活動を指す。会計の鑑定証明、税務の鑑定証明、法律の鑑定証明、工事建設価格の鑑定証明、資産評価、環境評価、不動産・土地評価、建設設計の審査・確認、医療事故鑑定等を含む。
3. コンサルティングサービスとは、財務、税収、法律、内部管理、業務オペレーションおよびフロー管理等の情報もしくは提案を提供および立案する業務活動を指す。
代理記帳は、「コンサルティングサービス」に基づき増徴税を徴収する。

(七) ラジオ・映画・テレビサービス

ラジオ・映画・テレビサービスは、ラジオ・映画・テレビ番組（作品）の制作サービス、発行サービスおよび放送（放映を含む、以下同）サービスを含む。

1. ラジオ・映画・テレビ番組（作品）制作サービスとは、専門テーマ（特別番組）、専門

コーナー、総合バラエティ、スポーツ、アニメーション、ラジオドラマ、テレビドラマ、映画等のラジオ・映画・テレビ番組および作品を制作するサービスを指す。具体的には、ラジオ・映画・テレビ番組および作品と関連する企画立案、取材・編集、撮影、録音、音声・動画・文字・図の素材制作、セットの配置、後期の編集、翻訳（編集訳）、字幕制作、オープニング、エンディング、予告編の制作、特殊効果の制作、フィルム修復、番組編成および権利確認等の業務活動を指す。

2. ラジオ・映画・テレビ番組（作品）発行サービスとは、分割払、買切、委託、代理等の方式で、映画館、ラジオ局、テレビ局、ウェブサイト等の単位および個人にラジオ・映画・テレビ番組（作品）を発行、ならびにスポーツイベント等の活動の報道および放送権を譲渡する業務活動を指す。
3. ラジオ・映画・テレビ番組（作品）放送サービスとは、映画館、劇場、録画庁およびその他の場所でラジオ・映画・テレビ番組（作品）を放送する、ならびにラジオ局、テレビ局、衛星通信、インターネット、ケーブルテレビ等の無線もしくは有線装置を通じてラジオ・映画・テレビ番組（作品）を放送する業務活動を指す。

付属文書 2 :

交通運輸業および一部の現代サービス業における 営業税の増値税への徴収変更に係る関連事項の規定

一、 試行納税者〔『交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る実施弁法』（以下『試行実施弁法』という）に基づき増値税を納付する納税者を指す〕の関連政策

（一） 兼業経営。

試行納税者が異なる税率もしくは徴収率の貨物の販売、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、異なる税率もしくは徴収率を適用する売上額を分けて計算しなければならず、売上額を分けて計算していない場合、以下の方法に基づき税率もしくは徴収率を適用する。

1. 異なる税率の貨物の販売、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の税率を適用する。
2. 異なる徴収率の貨物の販売、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の徴収率を適用する。
3. 異なる税率および徴収率の貨物の販売、加工・修理・補修の役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の税率を適用する。

（二） 石油ガス田企業。

石油ガス田企業が提供する課税サービスは、『試行実施弁法』が規定する増値税税率を適用し、『財政部・国家税務総局による「石油ガス田企業増値税管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（財税[2009]8号）が規定する増値税税率を適用しない。

（三） 航空運輸企業。

1. 航空運輸企業が提供する旅客利用マイルポイント交換の航空運輸サービスは、増値税を徴収しない。
2. 航空運輸企業が国家の指令に基づき無償提供する航空運輸サービスは、『試行実施弁法』第11条が規定する公益活動を目的とするサービスに属し、増値税を徴収しない。
3. 航空運輸企業が課税増値税売上額は、代理徴収した空港建設費およびその他の航空運輸企業の航空券を代理販売したことで代理徴収・振替支払した代金を含めない。
4. 航空運輸企業がすでに航空券を販売したが航空運輸サービスを提供せずに取得した期限超え航空券収入は、増値税の課税収入に属せず、増値税を徴収しない。

（四） 売上額。

中国人民銀行、商務部、中国銀行業監督管理委員会の批准を経てファイナンスリース業務に従事する試行納税者が提供する有形動産オペレーションリースサービスは、取得したすべての代金および価格外費用（残存価額を含む）から賃貸人が負担する有形動産の貸付利息（外貨借入金および人民元借入金の利息を含む）、関税、輸入に係る消費税、設置費、保険費を控除した残高を売上額とする。

試行納税者がすべての代金および価格外費用から控除する価格は、法律、行政法規および国家税務総局の関連規定に合致する有効証憑を取得しなければならない。そうでなければ、控除してはならない。

上述の証憑とは、以下を指す。

1. 国内単位もしくは個人に支払った代金は、発票を合法的な有効証憑とする。
2. 納付した税金は、納税証明を合法的な有効証憑とする。
3. 国外単位もしくは個人に支払った代金は、当該単位もしくは個人の署名領収書を合法的な有効証憑とし、税務機関は署名領収書に対して疑義がある場合、それに国外公証機構の確認証明の提出を要求することができる。
4. 国家税務総局が規定するその他の証憑。

(五) 試行納税者が取得する 2013 年 8 月 1 日（同日を含む）以降に発行された運輸費用決済領収書（鉄道費用決済領収書を除く）は、増値税控除の証憑としてはならない。

(六) 一般納税人資格認定。

『試行実施弁法』第 3 条が規定する課税サービスの年度売上額基準は 500 万元（500 万元を含む）とする。

財政部および国家税務総局は、試行の状況に基づき課税サービスの年度売上額基準に対して調整を行うことができる。

(七) 税額計算方法。

1. 試行納税者における一般納税者が提供する公共交通運輸サービスは、簡易税額計算方法に基づく増値税の計算納付を選択することができる。公共交通運輸サービスは、渡し船、公共バス、軌道交通（地下鉄、ライトレールを含む）、タクシー、長距離バス、定期バスを含む。そのうち定期バスとは、固定の路線、固定の時間に基づき運営し、合わせて固定の地点で停車する旅客を運送する陸上運輸を指す。
2. 試行納税者における一般納税者が当該地区の試行実施日以前に購入もしくは自作した有形動産を対象物として提供するオペレーティングリースは、試行期間において簡易税額計算方法を適用した増値税の計算納付を選択することができる。
3. 試行納税者における一般納税者が貨物の販売、加工・修理・補修の労務の提供を兼有する場合、簡易税額計算方法を適用した増値税の計算納付を選択することができる。

規定していないときはすべて、そのすべての売上額を合わせて一般税額計算方式に基づき増値税を計算納付しなければならない。

(八) 試行前に発生した業務。

1. 試行納税者が当該地区の試行実施日前に締結した未だ執行が完了していないリース契約は、契約満了日まで引き続き現行の営業税政策の規定に基づき営業税を納付する。
2. 試行納税人が提供する課税サービスが国家の関連営業税政策規定に基づき営業税を差額徴収する場合、取得したすべての代金および価格外費用が控除許可項目の金額の相殺に不足する場合、当該地区の試行実施日までに未だ控除されていない部分について、試行納税者の当該地区での試行実施日以後の売上額を計算するときに相殺を行ってはならず、もとの主管地方税機関に営業税の還付を申請しなければならない。
試行納税者が本条第(八)項の第1の規定に基づき引き続き営業税を納付する有形動産リースサービスは、本項の規定を適用しない。
3. 試行納税者の提供する課税サービスにより当該地区の試行実施日前にすでに納付した営業税が、当該地区の試行実施日（同日を含む）後に返金が発生し営業額を減額した場合、主管税務機関にすでに納付した営業税の還付を申請しなければならない。
4. 試行納税者が当該地区の試行実施日前に提供した課税サービスについて、税收検査等の原因により税額を追納する必要がある場合、現行の営業税政策の規定に基づき営業税を追納しなければならない。

(九) 使用した固定資産の販売。

『試行実施弁法』および本規定に基づき認定する一般納税者は、自己使用した当該地区の試行実施日（同日を含む）以降に購入もしくは自作した固定資産を販売する場合、適用税率に基づき増値税を徴収する。自己使用した当該地区の試行実施日以前に購入もしくは自作した固定資産を販売する場合、4%の徴収率に基づき増値税を半減して徴収する。
使用した固定資産とは、納税者が財務会計制度に基づきすでに減価償却した固定資産を指す。

(十) 増値税の源泉徴収に係る適用税率。

国内の代理人および受取側が国外単位および個人のために増値税を源泉徴収する場合、適用税率に基づき増値税を源泉徴収する。

二、もとの増値税納税者〔『中華人民共和国増値税暫定条例』（以下『増値税暫定条例』という）に基づき増値税を納付する納税者を指す〕の関連政策

(一) 仕入税額

1. もとの増値税一般納税者が試行納税者の提供する課税サービスを受ける場合、取得した増値税専用発票に明記された増値税額を仕入税額とし、売上税額から控除することを許可する。
2. もとの増値税一般納税者が自己使用する消費税を徴収すべき自動二輪車、自動車、ヨットについて、その仕入税額を売上税額から控除することを許可する。
3. もとの増値税一般納税者が国外単位もしくは個人の提供する課税サービスを受け、規定に基づき増値税を源泉徴収しなければならない場合、売上税額から控除した仕入税額を、税務機関もしくは代理人から取得する税額納付の中華人民共和国税収納付証憑（以下「税収納付証憑」という）に明記された増値税額とすることを許可する。
上述の納税人が税収納付証憑により仕入税額を控除する場合、書面契約、支払証明および国外単位の記帳照合書もしくは発票を備えていなければならない。そうでなければ、仕入税額を売上税額から控除してはならない。
4. もとの増値税一般納税者が貨物を購入、もしくは加工・修理・補修の役務を受け、『課税サービス範囲注釈』に列挙された項目を用いる場合、『増値税暫定条例』第 10 条にいう非増値税課税項目を使用することに属せず、その仕入税額を売上税額から控除することを許可する。
5. もとの増値税一般納税者が試行納税者の提供する課税サービスを受ける場合、以下の項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない。
 - (1) 簡易税額計算方法を使用する税額計算項目、非増値税課税項目、増値税免税項目、集団福利もしくは個人消費について、このうち関連する特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースとは、上述項目の特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースのみを専ら使用することを指す。
 - (2) 受け取った旅客運輸サービス。
 - (3) 非正常損失の仕入貨物と関連する交通運輸業サービス。
 - (4) 非正常損失の仕掛品、完成品により消耗した仕入貨物と関連する交通運輸業サービス。上述の非増値税課税項目は、『増値税暫定条例』第 10 条にいう非増値税課税項目を指すが、『課税サービス範囲注釈』に列挙された項目を含まない。
6. もとの増値税一般納税者が取得する 2013 年 8 月 1 日（同日を含む）以降に発行した運輸費用決済領収書（鉄道運輸費用決済領収書を除く）は、増値税の控除証憑としてはならない。
もとの増値税一般納税者が取得する試行小規模納税者の税務機関が代理発行した増値税専用発票は、増値税専用発票に明記された税額に基づき仕入税額を控除することができる。

（二）一般納税者認定

もとの増値税一般納税者が兼有する課税サービスについて、『試行実施弁法』および本規定第 1 条第(6)項の規定に基づいて一般納税者の認定を申請しなければならない場合、あらためて一般納税者認定手続を行う必要はない。

(三) 増値税期末未控除税額

もとの一般納税者が課税サービスを兼有する場合、当該地区の試行実施日前の増値税期末未控除税額は、課税サービスの売上税額から控除してはならない。

付属文書 3 :

交通運輸業および一部の現代サービス業における 営業税の増値税への徴収変更試行に係る過渡的政策の規定

一、以下の項目は、増値税を免税とする

- (一) 個人が譲渡する著作権。
- (二) 障害者個人が提供する課税サービス。
- (三) 航空会社が提供する航空機農薬散布サービス。
- (四) 試行納税者が提供する技術譲渡、技術開発およびこれと関連する技術コンサルティング、技術サービス。
 - 1. 技術譲渡とは、譲渡者がその保有する特許および非特許技術の所有権もしくは使用权を有償で他人に譲渡する行為を指す。技術開発とは、開発者が他人の委託を受けて新技術、新製品、新工程もしくは新材料ならびにそのシステムについて研究開発を行う行為を指す。技術コンサルティングとは、特定の技術項目について実行可能性論証、技術予測、特定問題の技術調査、分析評価報告等を提供することを指す。技術譲渡、技術開発と関連する技術コンサルティング、技術サービスとは、譲渡側（もしくは受託側）が技術譲渡もしくは開発契約の規定に基づき、譲受側（もしくは委託側）が譲渡（もしくは委託開発）する技術の把握を助けるために提供する技術コンサルティング、技術サービスの業務を指し、かつこの部分の技術コンサルティング、サービスの代金と技術譲渡（もしくは開発）の代金は、同一の発票に記載しなければならない。
 - 2. 審査手順。試行納税者が増値税免税を申請する時、技術譲渡、開発の書面契約を持参して、試行納税者所在地の省級科学技術主管部門で認定を行い、合わせて関連の書面契約および科学技術主管部門の審査意見証明文書を持参して主管国家税務局に報告し、検査のために保存しなければならない。
- (五) 条件に合致する省エネルギーサービス会社が ESCO プロジェクトの実施において提供する課税サービス。

上述の「条件に合致する」とは、同時に以下の条件を満たすことを指す。

 - 1. 省エネルギーサービス会社が ESCO プロジェクトの実施に関連する技術は、国家品質監督檢驗檢疫総局および国家標準化管理委員会が公布した『エネルギー管理契約技術通則』（GB/T24915-2010）に規定している技術要求に合致しなければならない。

2. 省エネルギーサービス会社がエネルギー使用企業と『省エネルギー効果・収益共有型』の契約を締結する場合、その契約の書式および内容は、『中華人民共和国契約法』ならびに国家品質監督検閲総局および国家標準化管理委員会が公布した『エネルギー管理契約技術通則』（GB/T24915-2010）等の規定に合致していること。

- (六) 当該地区の試行実施日から 2013 年 12 月 31 日まで、中国アウトソーシングサービスモデル都市で登記した試行納税者がオフショアアウトソーシングサービスに従事する中で提供する課税サービス。

平潭に登記した試行納税者がオフショアアウトソーシングサービスに従事する中で提供する課税サービス。

オフショアアウトソーシングサービスに従事するとは、企業が、国外単位がそれと締結した委託契約に基づき、当該企業もしくはそれが直接下請けする企業により国外のために情報技術アウトソーシングサービス（IT0）、技術業務プロセスアウトソーシングサービス（BP0）もしくは技術知識プロセスアウトソーシングサービス（KP0）を提供することを指す。

- (七) 台湾の水上運輸会社が、海峡兩岸の海上直航業務に従事して大陸で取得する運輸収入。
台湾の水上運輸会社とは、交通運輸部が発行する「台湾海峡兩岸間水路運輸許可証」を取得し、かつ当該許可証に明記している会社登記住所が台湾にある水上運輸会社を指す。

- (八) 台湾の航空会社が海峡兩岸の空中直航業務に従事して大陸で取得する運輸収入。
台湾の航空会社とは、中国民用航空局が発行する「経営許可」を取得している、もしくは『海峡兩岸航空運輸協議』および『海峡兩岸航空運輸補充協議』の規定に基づき、兩岸の旅客、貨物および郵便物の不定期（チャーター）運輸業務を経営する批准を受け、かつ会社登記住所が台湾にある航空会社を指す。

- (九) 米国 ABS 船級社が、非営利の主旨に変更がなく、中国の船級社が米国で同等の免税待遇を享受するという前提の下に、中国国内で提供する船舶検査サービス。

- (十) 2013 年 12 月 31 日までに、ラジオ・映画・テレビ行政主管部門（中央、省、地級市および県級を含む）が各自の職務機能権限に基づき批准する、映画の製作、発行、放映に従事する映画集団会社（メンバー企業を含む）、映画製作会社およびその他の映画企業が譲渡する映画の版權、映画の発行および農村での映画放映。

- (十一) 従軍家族の就業。

1. 従軍家族の就業を手配するために新たに設立した企業について、税務登記証を受領

した日から、それが提供する課税サービスは3年間、増値税を免税する。

税收優遇政策を享受する企業については、従軍家族が企業の総人数60%以上（60%を含む）を占め、合わせて軍団（それを含む）以上の政治および後方勤務機関が発行した証明を有していなければならない。

2. 個人経営に従事する従軍家族について、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスは3年間、増値税を免税する。

従軍家族は、師団以上の政治機関が発行した、その身分を表明することができる証明を有していなければならない、税務部門は相応の審査認定を実施しなければならない。

主管税務機関は、企業もしくは個人が免税を享受する期間において、この種の企業に対して年度検査を行わなければならない、条件に合致しない場合はすべて、その免税政策を取り消す。

上述の規定に基づき、従軍家族1名ごとに1回の免税政策を享受することができる。

（十二） 軍隊転業幹部の就業。

1. 個人経営に従事する軍隊転業幹部について、主管税務機関の批准を経て、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスは3年間、増値税を免税する。
2. 自主的に職業を選択する軍隊転業幹部の就業を手配するために新たに設立した企業は、自主的に職業を選択する軍隊転業幹部が企業の総人数60%（それを含む）以上を占めている場合、主管税務機関の批准を経て、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスは3年間、増値税を免税する。

上述の優遇政策を享受する自主的に職業を選択する軍隊転業幹部は、師団以上の部隊が発行する転業証明書類を有していなければならない。

（十三） 都市退役軍人の就業。

1. 自主的に求職する都市退役軍人の就業を手配するために新たに設立したサービス型企業は、当年に新たに手配した自主的に求職する都市退役軍人が職員総数の30%以上に達し、合わせてそれと1年以上の期限の労働契約を締結している場合、県級以上の民政部門の認定、税務機関の審査を経て、それが提供する課税サービス（広告サービスを除く）は3年間、増値税を免税する。
2. 自主的に求職する都市退役軍人が個人経営に従事する場合、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービス（広告サービスを除く）は3年間、増値税を免税する。

新たに設立したサービス型企業とは、『国务院弁公庁が民政部等の部門に転送する、都市退役軍人の自主求職を援助する優遇政策の意見に関する通達』（国弁発[2004]10号）が配布された後に新たに組織した企業を指す。既存の企業が合併、分

割、制度改革、組織改造、拡張、移転、製品変更および新メンバーを受入、指導者もしくは従属関係を変更、企業名称を変更した場合、新たに設立した企業とみなすことはできない。

自主的に求職する都市退役軍人とは、都市の手配条件に合致し、合わせて手配地の民政部门と『退役軍人自主求職協議書』を締結し、『都市退役軍人自主求職証』を受領した士官および義務兵を指す。

(十四) 失業人員の就業。

1. 『就業失業登記証』（「自主創業税收政策」と明記、もしくは『高等教育機関卒業生自主創業証』を添付）を持つ人員が個人経営に従事する場合、3年間、1戸当たり毎年8,000元を限度額としてその当年の実際に納付すべき増値税、都市維持建設税、教育費附加、および個人所得税を順番に控除する。

試行納税者が年度に納付すべき税額が上述の控除限度額を下回る場合、その実際に納付した税額を限度とする。上述の控除限度額を上回る場合、上述の控除限度額を限度としなければならない。

優遇政策を享受する個人経営試行納税者とは、『課税サービス範囲注釈』のサービス（広告サービスを除く）を提供する試行納税者を指す。

『就業失業登記証』（「自主創業税收政策」と明記、もしくは『高等教育機関卒業生自主創業証』を添付）を持つ人員とは、(1) 人的資源社会保障部門の公共就業サービス機構に失業を登記して半年以上の人員、(2) ゼロ就業家庭で、都市居住者最低生活保障を享受する家庭の労働年齢内の失業登録人員、(3) 卒業年度内の高等教育機関卒業生、を指す。

高等教育機関卒業生とは、高等學歷教育を実施する普通高等学校、成人高等学校を卒業した学生を指す。卒業年度とは、卒業した自然年、すなわち1月1日から12月31日を指す。

2. サービス型企業（広告サービスを除く）が新たに増加した職位のうち、当年に新たに募集採用した『就業失業登記証』（「企業受入税收政策」と明記）を持つ人員について、それと1年以上の期限の労働契約を締結し、合わせて法に基づき社会保険料を納付している場合、3年間、実際の募集採用人数に基づき定額で増値税、都市維持建設税、教育費附加および企業所得税を順番に控除する。定額基準は、1人につき毎年4,000元とし、20%の上下変動が可能で、試行地区の省級人民政府が当該地区の実際の状況に基づき、この範囲内で具体的な定額基準を確定し、合わせて財政部および国家税務総局に報告して届け出なければならない。

上述の基準に基づき計算する税収控除額は、企業が当年に実際に納付すべき増値税、都市維持建設税、教育費附加および企業所得税の税額から控除しなければならず、当年に控除が不足する場合、翌年の使用に繰り越してはならない。

『就業失業登記証』（「企業受入税収政策」と明記）を持つ人員とは、(1) 国有企業をレイオフされた失業人員、(2) 国有企業の閉鎖倒産により手配が必要な人員、(3) 国有企業が設立した集団企業（すなわち工場設立集団企業）をレイオフされた従業員、(4) 最低生活保障を享受し、かつ 1 年以上失業している都市のその他の失業登記人員、を指す。

サービス型企业とは、もとの営業税「サービス業」の税目範囲内の業務に従事する企業を指す。

国有企業が設立した集団企業（すなわち工場設立集団企業）とは、20 世紀 70、80 年代に国有企業が批准もしくは資金援助し設立した、都市に戻った知識青年および国有企業従業員子女の就業手配を目的として、主に主宰国有企業に付属製品もしくは労働サービスを提供し、工商行政機関で集団所有制として登記登録した企業を指す。工場設立集団企業をレイオフされた従業員は、国有企業の臨時職位で業務する集団企業のレイオフ従業員を含む。

3. 上述の優遇政策を享受する人員は、以下の規定に基づき『就業失業登記証』、『高等教育機関卒業生自主創業証』等の証憑を申請受領する。

(1) 『就業サービスと就業管理規定』（中華人民共和国労働社会保障部令第 28 号）第 63 条の規定に基づき、法定労働年齢内で、労働能力を有し、就業希望があるが、無職状態にある都市常住人口は、公共就業サービス機構で失業登記を行い、『就業失業登記証』を申請受領する。そのうち、農村から都市にきた労働人員およびその他の非本籍地人員は、常住地で安定的に満 6 カ月就業している場合、失業後に常住地で登記することができる。

(2) ゼロ就業家庭は社区が発行した証明により、都市最低生活保障家庭は最低生活保障証明により、公共就業サービス機構で失業を登記し、『就業失業登記証』を申請受領する。

(3) 卒業年度内の高等教育機関卒業生は、在学期間には学校が発行した関連証明により、学校所在地の省級教育行政部門の確認認定を経て、『高等教育機関卒業生自主創業証』（卒業年度のみ適用）を取得し、合わせて創業地の公共就業サービス機構に『就業失業登記証』を申請取得する。高等教育機関高校卒業生が学校を離れた後は直接、創業地の公共就業サービス機構に『就業失業登記証』を申請受領する。

(4) サービス型企业が募集採用した人員は、公共就業サービス機構で『就業失業登記証』を申請受領する。

(5) 『再就業優遇証』はもう発行しない。もとの証書を持つ人員は、公共就業サービス機構で『就業失業登記証』に変更発行しなければならない。レイオフ失業人員再就業税収優遇政策を享受している、もとの証書を持つ人員は、引き続きもとの税収優遇政策を期限満了まで享受する。

(6) 上述の人員が関連証憑を申請受領後、就業および創業地の人的資源社会保障部

門が人員の範囲、就業失業状態、すでに享受している政策状況に対して審査認定し、『就業失業登記証』に「自主創業税收政策」もしくは「企業受入税收政策」の文字を明記し、同時に自主創業および企業受入税收政策の条件に合致している場合、同時に記載を追加することができる。主管税務機関は、『就業失業登記証』に印鑑を押捺し、減免税の所属期間を明記する。

4. 上述の税收優遇政策の審査期限は、2011年1月1日から2013年12月31日とし、試行納税者が税務機関で減免税手続を行った日を優遇政策の開始日とする。税收優遇政策2013年12月31日に執行されず期限到来した場合、引き続き3年の期間満了まで享受することができる。

二、以下の項目は、増値税の徴収即還付を実行する

- (一) 洋山保税港区および東疆保税港区内で登記した試行納税者が提供する国内貨物運輸サービス、倉庫サービスおよび積卸運搬サービス。
- (二) 障害者を配置する単位は、税務機関が単位の実際の障害者配置人数に基づき、限度額による増値税の徴収即還付の方法を実行する。
上述の政策は、もとの営業税「サービス業」税目（広告サービスを除く）範囲内の業務に従事して取得する収入が、その増値税および営業税業務の合計収入比率の50%に達する単位にのみ適用する。
関連の増値税優遇政策を享受する単位の条件、定義、管理要求等は、『財政部、国家税務総局による障害者の就業を促進する税收優遇政策に関する通達』（財税[2007]92号）の関連規定に基づき執行する。
- (三) 試行納税者における一般納税者が提供するパイプライン運輸サービスは、その増値税の実際税負担の3%を超える部分に対して増値税の徴収即還付政策を実行する。
- (四) 中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、商務部の批准を経てファイナンスリース業務を経営する試行納税者における一般納税者が提供する有形動産ファイナンスリースサービスは、その増値税の実際税負担の3%を超える部分に対して増値税の徴収即還付政策を実行する。

三、本通達がいう増値税の実際税負担とは、納税者が当期に課税サービスを提供して実際に納付した増値税税額が、納税者が当期に課税サービスを提供して取得したすべての代金および価格外費用に占める比率を指す。

- 四、当該地区での試行実施日前に、試行納税者がすでに関連政策規定に基づき営業税税収優遇を享受していた場合、残りの税収優遇政策期限内は、本弁法の規定に基づき関連増値税優遇を享受する。

付属文書 4 :

課税サービスに対する増値税ゼロ税率および免税政策適用の規定

一、中華人民共和国国内（以下「国内」という）の単位および個人が提供する国際運輸サービス、国外単位に提供する研究開発サービスおよび設計サービスは、増値税のゼロ税率を適用する。

（一） 国際運輸サービスは以下を指す。

1. 国内で旅客もしくは貨物を積載・運送し出国する。
2. 国外で旅客もしくは貨物を積載・運送し入国する。
3. 国外で旅客もしくは貨物を積載・運送する。

（二） 国内の単位および個人が増値税のゼロ税率を適用し、水上運輸の方式で国際運輸サービスを提供する場合、『国際船舶運輸経営許可証』を取得していなければならない。陸上運輸の方式で国際運輸サービスを提供する場合、『道路運輸経営許可証』および『国際自動車運輸通行許可証』を取得していなければならない。かつ『道路運輸経営許可証』の経営範囲に「国際運輸」を含んでいなければならない。航空輸送の方式で国際運輸サービスを提供する場合、『公共航空運輸企業経営許可証』を取得し、かつその経営範囲に「国際航空旅客・貨物郵送運輸業務」を含んでいなければならない。

（三） 国外単位に提供する設計サービスは、国内不動産に対して提供する設計サービスを含まない。

二、国内の単位および個人が提供する香港・マカオ・台湾を往復する交通運輸サービスおよび香港・マカオ・台湾で提供する交通運輸サービス（以下「香港マカオ台湾運輸サービス」という）は、増値税のゼロ税率を適用する。

国内の単位および個人が増値税のゼロ税率を適用し、陸上運輸の方式で香港、マカオに至る交通運輸サービスを提供する場合、『道路運輸経営許可証』を取得し、合わせて『道路運輸証』を持つ香港マカオ直通運輸車両を有していなければならない。水上運輸の方式で台湾に至る交通運輸サービスを提供する場合、『台湾海峡兩岸間水路運輸許可証』を取得し、合わせて『台湾海峡兩岸間船舶運営証』を持つ船舶を有していなければならない。水上運輸の方式で香港、マカオに至る交通運輸サービスを提供する場合、香港・マカオ路線運営許可を取得した船舶を有していなければならない。航空輸送の方式で上述の交通運輸サービスを提供する場合、『公共航空運輸企業経営許可証』を取得し、かつその経営範囲に「国際、国内（香港・マカオを含む）航空旅客・貨物郵送運輸業務」を含んでいなければならない。

- 三、国内の単位および個人が提供するタイムチャーター、航海チャーター、ウェットリースサービスは、リースの交通運輸ツールが国際運輸サービスおよび香港台マカオ台湾運輸サービスに使用される場合、増値税のゼロ税率を適用せず、賃借側が規定に基づきゼロ税率の適用を申請する。
- 四、国内の単位および個人がゼロ税率を適用する課税サービスを提供し、増値税の一般税額計算方法の適用に属する場合、免税・控除・還付方法を実行し、還付率は『試行実施弁法』第 12 条第(1)から(3)項の規定に基づき適用する増値税率とし、簡易税額計算方法の適用に属する場合、増値税の免税方法を適用する。対外貿易企業がゼロ税率を適用する課税サービスを兼業する場合、統一して免税・還付税の方法を実行する。
- 五、国内の単位および個人がゼロ税率を適用する課税サービスを提供する場合、ゼロ税率の適用を放棄し、免税の選択もしくは規定に基づく増値税の納付を選択することができる。ゼロ税率の適用を放棄した後、36 カ月以内にゼロ税率の適用を再申請してはならない。
- 六、国内の単位および個人がゼロ税率を適用する課税サービスを提供する場合、月ごとに還付税を主管する税務機関に増値税免税・控除・還付もしくは免税の手続を申告する。具体的な管理方法は、国家税務総局が財政局と別途制定する。
- 七、国内の単位および個人が提供する以下の課税サービスは増値税を免除するが、財政部および国家税務総局がゼロ税率の適用を規定している場合を除く。
- (一) 工事、鉱産資源における国外での工事実地調査探査サービス。
 - (二) 会議・展覧会会場が国外の会議・展覧会サービス。
 - (三) 貯蔵場所が国外の倉庫サービス。
 - (四) 対象物を国外で使用する有形動産リースサービス。
 - (五) 国外で提供するラジオ・映画・テレビ番組（作品）の発行、放映サービス。
 - (六) 本規定第一条第(一)項の規定に合致しているが、第一条第(二)項の規定条件に合致していない国際運輸サービス。
 - (七) 本規定第二条第 1 項の規定に合致しているが、第二条第 2 項の規定条件に合致していない香港マカオ台湾運輸サービス。
 - (八) 国外の単位に提供する以下の課税サービス。
 - 1. 技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、ESCO サービス、ソフトウェアサービス、電気回路の設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務フロー管理サービス、商標・著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、物流補助サービス（倉庫サービスを除く）、認証サービス、鑑定証明サービス、コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビ番組（作品）制作サービス、タイムチャーターサービス、

航海チャーターサービス、ウェットリースサービス。ただし、契約対象物が国内にある ESCO サービス、国内貨物もしくは不動産に対する認証サービス・鑑定証明サービスおよびコンサルティングサービスを含まない。

2. 広告の出稿地が国外の広告サービス。

(中国語原文)

财政部 国家税务总局

财税[2013]37号

关于在全国开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点税收政策的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：

根据国务院进一步扩大交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税（以下称营改增）试点的要求，现将有关事项通知如下：

- 一、经国务院批准，自 2013 年 8 月 1 日起，在全国范围内开展交通运输业和部分现代服务业营改增试点。现将有关规定印发你们，请遵照执行。
- 二、在全国开展交通运输业和部分现代服务业营改增试点，范围广、时间紧、任务重，各地要高度重视，切实加强试点工作的组织领导，精心组织、周密安排、明确责任，采取各种有效措施，做好试点前的各项准备以及试点过程中的监测分析和宣传解释等工作，确保改革的平稳、有序、顺利进行。遇到问题请及时向财政部和国家税务总局反映。
- 三、《财政部 国家税务总局关于在上海市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2011〕111 号）、《财政部 国家税务总局关于应税服务适用增值税零税率和免税政策的通知》（财税〔2011〕131 号）、《财政部 国家税务总局关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点若干税收政策的通知》（财税〔2011〕133 号）、《财政部 国家税务总局关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点若干税收政策的补充通知》（财税〔2012〕53 号）、《财政部 国家税务总局关于在北京等 8 省市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2012〕71 号）、《财政部 国家税务总局关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点应税服务范围等若干税收政策的补充通知》（财税〔2012〕86 号）、《财政部 国家税务总局关于营业税若干政策问题的通知》（财税〔2003〕16 号）第三条第（十六）和第（十八）项，自 2013 年 8 月 1 日起废止。

附件 1：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法

附件 2：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点有关事项的规定

附件 3：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定

附件 4：应税服务适用增值税零税率和免税政策的规定

财政部 国家税务总局

二〇一三年五月二十四日

附件 1:

交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法

第一章 纳税人和扣缴义务人

第一条 在中华人民共和国境内（以下称境内）提供交通运输业和部分现代服务业服务（以下称应税服务）的单位和个人，为增值税纳税人。纳税人提供应税服务，应当按照本办法缴纳增值税，不再缴纳营业税。

单位，是指企业、行政单位、事业单位、军事单位、社会团体及其他单位。

个人，是指个体工商户和其他个人。

第二条 单位以承包、承租、挂靠方式经营的，承包人、承租人、挂靠人（以下称承包人）以发包人、出租人、被挂靠人（以下称发包人）名义对外经营并由发包人承担相关法律责任的，以该发包人为纳税人。否则，以承包人为纳税人。

第三条 纳税人分为一般纳税人和小规模纳税人。

应税服务的年应征增值税销售额（以下称应税服务年销售额）超过财政部和国家税务总局规定标准的纳税人为一般纳税人，未超过规定标准的纳税人为小规模纳税人。

应税服务年销售额超过规定标准的其他个人不属于一般纳税人；不经常提供应税服务的非企业性单位、企业和个体工商户可选择按照小规模纳税人纳税。

第四条 小规模纳税人会计核算健全，能够提供准确税务资料的，可以向主管税务机关申请一般纳税人资格认定，成为一般纳税人。

会计核算健全，是指能够按照国家统一的会计制度规定设置账簿，根据合法、有效凭证核算。

第五条 符合一般纳税人条件的纳税人应当向主管税务机关申请一般纳税人资格认定。具体认定办法由国家税务总局制定。

除国家税务总局另有规定外，一经认定为一般纳税人后，不得转为小规模纳税人。

第六条 中华人民共和国境外（以下称境外）的单位或者个人在境内提供应税服务，在境内未设有经

营机构的，以其代理人为增值税扣缴义务人；在境内没有代理人的，以接受方为增值税扣缴义务人。

第七条 两个或者两个以上的纳税人，经财政部和国家税务总局批准可以视为一个纳税人合并纳税。具体办法由财政部和国家税务总局另行制定。

第二章 应税服务

第八条 应税服务，是指陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务、管道运输服务、研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务、广播影视服务。

应税服务的具体范围按照本办法所附的《应税服务范围注释》执行。

第九条 提供应税服务，是指有偿提供应税服务，但不包括非营业活动中提供的应税服务。

有偿，是指取得货币、货物或者其他经济利益。

非营业活动，是指：

- （一）非企业性单位按照法律和行政法规的规定，为履行国家行政管理和公共服务职能收取政府性基金或者行政事业性收费的活动。
- （二）单位或者个体工商户聘用的员工为本单位或者雇主提供应税服务。
- （三）单位或者个体工商户为员工提供应税服务。
- （四）财政部和国家税务总局规定的其他情形。

第十条 在境内提供应税服务，是指应税服务提供方或者接受方在境内。

下列情形不属于在境内提供应税服务：

- （一）境外单位或者个人向境内单位或者个人提供完全在境外消费的应税服务。
- （二）境外单位或者个人向境内单位或者个人出租完全在境外使用的有形动产。
- （三）财政部和国家税务总局规定的其他情形。

第十一条 单位和个体工商户的下列情形，视同提供应税服务：

- (一) 向其他单位或者个人无偿提供交通运输业和部分现代服务业服务,但以公益活动为目的或者以社会公众为对象的除外。
- (二) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。

第三章 税率和征收率

第十二条 增值税税率:

- (一) 提供有形动产租赁服务,税率为 17%。
- (二) 提供交通运输业服务,税率为 11%。
- (三) 提供现代服务业服务(有形动产租赁服务除外),税率为 6%。
- (四) 财政部和国家税务总局规定的应税服务,税率为零。

第十三条 增值税征收率为 3%。

第四章 应纳税额的计算

第一节 一般性规定

第十四条 增值税的计税方法,包括一般计税方法和简易计税方法。

第十五条 一般纳税人提供应税服务适用一般计税方法计税。

一般纳税人提供财政部和国家税务总局规定的特定应税服务,可以选择适用简易计税方法计税,但一经选择,36 个月内不得变更。

第十六条 小规模纳税人提供应税服务适用简易计税方法计税。

第十七条 境外单位或者个人在境内提供应税服务,在境内未设有经营机构的,扣缴义务人按照下列公式计算应扣缴税额:

应扣缴税额=接受方支付的价款÷(1+税率)×税率

第二节 一般计税方法

第十八条 一般计税方法的应纳税额,是指当期销项税额抵扣当期进项税额后的余额。应纳税额计算公

式：

应纳税额=当期销项税额－当期进项税额

当期销项税额小于当期进项税额不足抵扣时，其不足部分可以结转下期继续抵扣。

第十九条 销项税额，是指纳税人提供应税服务按照销售额和增值税税率计算的增值税额。销项税额计算公式：

销项税额=销售额×税率

第二十条 一般计税方法的销售额不包括销项税额，纳税人采用销售额和销项税额合并定价方法的，按照下列公式计算销售额：

销售额=含税销售额÷（1+税率）

第二十一条 进项税额，是指纳税人购进货物或者接受加工修理修配劳务和应税服务，支付或者负担的增值税税额。

第二十二条 下列进项税额准予从销项税额中抵扣：

（一）从销售方或者提供方取得的增值税专用发票（含货物运输业增值税专用发票、税控机动车销售统一发票，下同）上注明的增值税额。

（二）从海关取得的海关进口增值税专用缴款书上注明的增值税额。

（三）购进农产品，除取得增值税专用发票或者海关进口增值税专用缴款书外，按照农产品收购发票或者销售发票上注明的农产品买价和 13% 的扣除率计算的进项税额。计算公式为：

进项税额=买价×扣除率

买价，是指纳税人购进农产品在农产品收购发票或者销售发票上注明的价款和按照规定缴纳的烟叶税。

（四）接受铁路运输服务，按照铁路运输费用结算单据上注明的运输费用金额和 7% 的扣除率计算的进项税额。进项税额计算公式：

进项税额=运输费用金额×扣除率

运输费用金额，是指铁路运输费用结算单据上注明的运输费用（包括铁路临管线及铁路专线运输费用）、建设基金，不包括装卸费、保险费等其他杂费。

（五）接受境外单位或者个人提供的应税服务，从税务机关或者境内代理人取得的解缴税款

的中华人民共和国税收缴款凭证（以下称税收缴款凭证）上注明的增值税额。

第二十三条 纳税人取得的增值税扣税凭证不符合法律、行政法规或者国家税务总局有关规定的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。

增值税扣税凭证，是指增值税专用发票、海关进口增值税专用缴款书、农产品收购发票、农产品销售发票、铁路运输费用结算单据和税收缴款凭证。

纳税人凭税收缴款凭证抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。资料不全的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。

第二十四条 下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：

- （一）用于适用简易计税方法计税项目、非增值税应税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费的购进货物、接受加工修理修配劳务或者应税服务。其中涉及的固定资产、专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁，仅指专用于上述项目的固定资产、专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁。
- （二）非正常损失的购进货物及相关的加工修理修配劳务和交通运输业服务。
- （三）非正常损失的在产品、产成品所耗用的购进货物（不包括固定资产）、加工修理修配劳务或者交通运输业服务。
- （四）接受的旅客运输服务。

第二十五条 非增值税应税项目，是指非增值税应税劳务、转让无形资产（专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权除外）、销售不动产以及不动产在建工程。

非增值税应税劳务，是指《应税服务范围注释》所列项目以外的营业税应税劳务。

不动产，是指不能移动或者移动后会引起性质、形状改变的财产，包括建筑物、构筑物和其他土地附着物。

纳税人新建、改建、扩建、修缮、装饰不动产，均属于不动产在建工程。

个人消费，包括纳税人的交际应酬消费。

固定资产，是指使用期限超过 12 个月的机器、机械、运输工具以及其他与生产经营有关的设备、工具、器具等。

非正常损失，是指因管理不善造成被盗、丢失、霉烂变质的损失，以及被执法部门依法没收或者强令自行销毁的货物。

第二十六条 适用一般计税方法的纳税人, 兼营简易计税方法计税项目、非增值税应税劳务、免征增值税项目而无法划分不得抵扣的进项税额，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额：

不得抵扣的进项税额=当期无法划分的全部进项税额×（当期简易计税方法计税项目销售额+非增值税应税劳务营业额+免征增值税项目销售额）÷（当期全部销售额+当期全部营业额）

主管税务机关可以按照上述公式依据年度数据对不得抵扣的进项税额进行清算。

第二十七条 已抵扣进项税额的购进货物、接受加工修理修配劳务或者应税服务，发生本办法第二十四条规定情形（简易计税方法计税项目、非增值税应税劳务、免征增值税项目除外）的，应当将该进项税额从当期进项税额中扣减；无法确定该进项税额的，按照当期实际成本计算应扣减的进项税额。

第二十八条 纳税人提供的适用一般计税方法计税的应税服务，因服务中止或者折让而退还给购买方的增值税额，应当从当期的销项税额中扣减；发生服务中止、购进货物退出、折让而收回的增值税额，应当从当期的进项税额中扣减。

第二十九条 有下列情形之一的，应当按照销售额和增值税税率计算应纳税额，不得抵扣进项税额，也不得使用增值税专用发票：

- （一）一般纳税人会计核算不健全，或者不能够提供准确税务资料的。
- （二）应当申请办理一般纳税人资格认定而未申请的。

第三节 简易计税方法

第三十条 简易计税方法的应纳税额，是指按照销售额和增值税征收率计算的增值税额，不得抵扣进项税额。应纳税额计算公式：

应纳税额=销售额×征收率

第三十一条 简易计税方法的销售额不包括其应纳税额，纳税人采用销售额和应纳税额合并定价方法的，按照下列公式计算销售额：

销售额=含税销售额÷（1+征收率）

第三十二条 纳税人提供的适用简易计税方法计税的应税服务，因服务中止或者折让而退还给接受方的销售额，应当从当期销售额中扣减。扣减当期销售额后仍有余额造成多缴的税款，可以从以后的应纳税额中扣减。

第四节 销售额的确定

第三十三条 销售额，是指纳税人提供应税服务取得的全部价款和价外费用。

价外费用，是指价外收取的各种性质的价外收费，但不包括代为收取的政府性基金或者行政事业性收费。

第三十四条 销售额以人民币计算。

纳税人按照人民币以外的货币结算销售额的，应当折合成人民币计算，折合率可以选择销售额发生的当天或者当月1日的人民币汇率中间价。纳税人应当在事先确定采用何种折合率，确定后12个月内不得变更。

第三十五条 纳税人提供适用不同税率或者征收率的应税服务，应当分别核算适用不同税率或者征收率的销售额；未分别核算的，从高适用税率。

第三十六条 纳税人兼营营业税应税项目的，应当分别核算应税服务的销售额和营业税应税项目的营业额；未分别核算的，由主管税务机关核定应税服务的销售额。

第三十七条 纳税人兼营免税、减税项目的，应当分别核算免税、减税项目的销售额；未分别核算的，不得免税、减税。

第三十八条 纳税人提供应税服务，开具增值税专用发票后，发生提供应税服务中止、折让、开票有误等情形的，应当按照国家税务总局的规定开具红字增值税专用发票；未按照规定开具红字增值税专用发票的，不得按照本办法第二十八条和第三十二条的规定扣减销项税额或者销售额。

第三十九条 纳税人提供应税服务，将价款和折扣额在同一张发票上分别注明的，以折扣后的价款为销售额；未在同一张发票上分别注明的，以价款为销售额，不得扣减折扣额。

第四十条 纳税人提供应税服务的价格明显偏低或者偏高且不具有合理商业目的的，或者发生本办法第十一条所列视同提供应税服务而无销售额的，主管税务机关有权按照下列顺序确定销售额：

- （一）按照纳税人最近时期提供同类应税服务的平均价格确定。
- （二）按照其他纳税人最近时期提供同类应税服务的平均价格确定。
- （三）按照组成计税价格确定。组成计税价格的公式为：
组成计税价格=成本×（1+成本利润率）
成本利润率由国家税务总局确定。

第五章 纳税义务、扣缴义务发生时间和纳税地点

第四十一条 增值税纳税义务发生时间为：

- （一）纳税人提供应税服务并收讫销售款项或者取得索取销售款项凭据的当天；先开具发票的，为开具发票的当天。
收讫销售款项，是指纳税人提供应税服务过程中或者完成后收到款项。
取得索取销售款项凭据的当天，是指书面合同确定的付款日期；未签订书面合同或者书面合同未确定付款日期的，为应税服务完成的当天。
- （二）纳税人提供有形动产租赁服务采取预收款方式的，其纳税义务发生时间为收到预收款的当天。
- （三）纳税人发生本办法第十一条视同提供应税服务的，其纳税义务发生时间为应税服务完成的当天。
- （四）增值税扣缴义务发生时间为纳税人增值税纳税义务发生的当天。

第四十二条 增值税纳税地点为：

- （一）固定业户应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报纳税。总机构和分支机构不在同一县（市）的，应当分别向各自所在地的主管税务机关申报纳税；经财政部和国家税务总局或者其授权的财政和税务机关批准，可以由总机构合并向总机构所在地的主管税务机关申报纳税。
- （二）非固定业户应当向应税服务发生地主管税务机关申报纳税；未申报纳税的，由其机构所在地或者居住地主管税务机关补征税款。
- （三）扣缴义务人应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报缴纳其扣缴的税款。

第四十三条 增值税的纳税期限分别为1日、3日、5日、10日、15日、1个月或者1个季度。纳税人的具体纳税期限，由主管税务机关根据纳税人应纳税额的大小分别核定。以1个季度为纳税期

限的规定适用于小规模纳税人以及财政部和国家税务总局规定的其他纳税人。不能按照固定期限纳税的，可以按次纳税。

纳税人以1个月或者1个季度为1个纳税期的，自期满之日起15日内申报纳税；以1日、3日、5日、10日或者15日为1个纳税期的，自期满之日起5日内预缴税款，于次月1日起15日内申报纳税并结清上月应纳税款。

扣缴义务人解缴税款的期限，按照前两款规定执行。

第六章 税收减免

第四十四条 纳税人提供应税服务适用免税、减税规定的，可以放弃免税、减税，依照本办法的规定缴纳增值税。放弃免税、减税后，36个月内不得再申请免税、减税。

纳税人提供应税服务同时适用免税和零税率规定的，优先适用零税率。

第四十五条 个人提供应税服务的销售额未达到增值税起征点的，免征增值税；达到起征点的，全额计算缴纳增值税。

增值税起征点不适用于认定为一般纳税人的个体工商户。

第四十六条 增值税起征点幅度如下：

- （一）按期纳税的，为月应税销售额5000-20000元（含本数）。
- （二）按次纳税的，为每次（日）销售额300-500元（含本数）。

起征点的调整由财政部和国家税务总局规定。省、自治区、直辖市财政厅（局）和国家税务局应当在规定的幅度内，根据实际情况确定本地区适用的起征点，并报财政部和国家税务总局备案。

第七章 征收管理

第四十七条 营业税改征的增值税，由国家税务总局负责征收。

第四十八条 纳税人提供适用零税率的应税服务，应当按期向主管税务机关申报办理退（免）税，具体办法由财政部和国家税务总局制定。

第四十九条 纳税人提供应税服务，应当向索取增值税专用发票的接受方开具增值税专用发票，并在增值税专用发票上分别注明销售额和销项税额。

属于下列情形之一的，不得开具增值税专用发票：

- （一）向消费者个人提供应税服务。
- （二）适用免征增值税规定的应税服务。

第五十条 小规模纳税人提供应税服务，接受方索取增值税专用发票的，可以向主管税务机关申请代开。

第五十一条 纳税人增值税的征收管理，按照本办法和《中华人民共和国税收征收管理法》及现行增值税征收管理有关规定执行。

第八章 附则

第五十二条 纳税人应当按照国家统一的会计制度进行增值税会计核算。

第五十三条 本办法自 2013 年 8 月 1 日起执行。

附：

应税服务范围注释

一、交通运输业

交通运输业，是指使用运输工具将货物或者旅客送达目的地，使其空间位置得到转移的业务活动。包括陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务和管道运输服务。

（一）陆路运输服务。

陆路运输服务，是指通过陆路（地上或者地下）运送货物或者旅客的运输业务活动，包括公路运输、缆车运输、索道运输及其他陆路运输，暂不包括铁路运输。

出租车公司向使用本公司自有出租车的出租车司机收取的管理费用，按陆路运输服务征收增值税。

（二）水路运输服务。

水路运输服务，是指通过江、河、湖、川等天然、人工水道或者海洋航道运送货物或者旅客的

运输业务活动。

远洋运输的程租、期租业务，属于水路运输服务。

程租业务，是指远洋运输企业为租船人完成某一特定航次的运输任务并收取租赁费的业务。

期租业务，是指远洋运输企业将配备有操作人员的船舶承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按天向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由船东负担的业务。

（三）航空运输服务。

航空运输服务，是指通过空中航线运送货物或者旅客的运输业务活动。

航空运输的湿租业务，属于航空运输服务。

湿租业务，是指航空运输企业将配备有机组人员的飞机承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按一定标准向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由承租方承担的业务。

（四）管道运输服务。

管道运输服务，是指通过管道设施输送气体、液体、固体物质的运输业务活动。

二、部分现代服务业

部分现代服务业，是指围绕制造业、文化产业、现代物流产业等提供技术性、知识性服务的业务活动。包括研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务、广播影视服务。

（一）研发和技术服务。

研发和技术服务，包括研发服务、技术转让服务、技术咨询服务、合同能源管理服务、工程勘察勘探服务。

1. 研发服务，是指就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究与试验开发的业务活动。
2. 技术转让服务，是指转让专利或者非专利技术的所有权或者使用权的业务活动。
3. 技术咨询服务，是指对特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告和专业咨询等业务活动。
4. 合同能源管理服务，是指节能服务公司与用能单位以契约形式约定节能目标，节能服务公司提供必要的服务，用能单位以节能效果支付节能服务公司投入及其合理报酬的业务活动。
5. 工程勘察勘探服务，是指在采矿、工程施工以前，对地形、地质构造、地下资源蕴藏情况进行实地调查的业务活动。

（二）信息技术服务。

信息技术服务，是指利用计算机、通信网络等技术对信息进行生产、收集、处理、加工、存储、运输、检索和利用，并提供信息服务的业务活动。包括软件服务、电路设计及测试服务、信息系统服务和业务流程管理服务。

1. 软件服务，是指提供软件开发服务、软件咨询服务、软件维护服务、软件测试服务的业务行为。
2. 电路设计及测试服务，是指提供集成电路和电子电路产品设计、测试及相关技术支持服务的业务行为。
3. 信息系统服务，是指提供信息系统集成、网络管理、桌面管理与维护、信息系统应用、基础信息技术管理平台整合、信息技术基础设施管理、数据中心、托管中心、安全服务的业务行为。包括网站对非自有的网络游戏提供的网络运营服务。
4. 业务流程管理服务，是指依托计算机信息技术提供的人力资源管理、财务经济管理、金融支付服务、内部数据分析、呼叫中心和电子商务平台等服务的业务活动。

（三）文化创意服务。

文化创意服务，包括设计服务、商标和著作权转让服务、知识产权服务、广告服务和会议展览服务。

1. 设计服务，是指把计划、规划、设想通过视觉、文字等形式传递出来的业务活动。包括工业设计、造型设计、服装设计、环境设计、平面设计、包装设计、动漫设计、展示设计、网站设计、机械设计、工程设计、广告设计、创意策划、文印晒图等。
2. 商标和著作权转让服务，是指转让商标、商誉和著作权的业务活动。
3. 知识产权服务，是指处理知识产权事务的业务活动。包括对专利、商标、著作权、软件、集成电路布图设计的代理、登记、鉴定、评估、认证、咨询、检索服务。
4. 广告服务，是指利用图书、报纸、杂志、广播、电视、电影、幻灯、路牌、招贴、橱窗、霓虹灯、灯箱、互联网等各种形式为客户的商品、经营服务项目、文体节目或者通告、声明等委托事项进行宣传和提供相关服务的业务活动。包括广告代理和广告的发布、播映、宣传、展示等。
5. 会议展览服务，是指为商品流通、促销、展示、经贸洽谈、民间交流、企业沟通、国际往来等举办或者组织安排的各类展览和会议的业务活动。

（四）物流辅助服务。

物流辅助服务，包括航空服务、港口码头服务、货运客运场站服务、打捞救助服务、货物运输代理服务、代理报关服务、仓储服务和装卸搬运服务。

1. 航空服务，包括航空地面服务和通用航空服务。

航空地面服务，是指航空公司、飞机场、民航管理局、航站等向在我国境内航行或者在我国境内机场停留的境内外飞机或者其他飞行器提供的导航等劳务性地面服务的业务活动。包括旅客安全检查服务、停机坪管理服务、机场候机厅管理服务、飞机清洗消毒服务、空中飞行管理服务、飞机起降服务、飞行通讯服务、地面信号服务、飞机安全服务、飞机跑道管理服务、空中交通管理服务等。

通用航空服务，是指为专业工作提供飞行服务的业务活动，包括航空摄影，航空测量，航空勘探，航空护林，航空吊挂播洒、航空降雨等。

2. 港口码头服务，是指港务船舶调度服务、船舶通讯服务、航道管理服务、航道疏浚服务、灯塔管理服务、航标管理服务、船舶引航服务、理货服务、系解缆服务、停泊和移泊服务、海上船舶溢油清除服务、水上交通管理服务、船只专业清洗消毒检测服务和防止船只漏油服务等为船只提供服务的业务活动。

港口设施经营人收取的港口设施保安费按照“港口码头服务”征收增值税。

3. 货运客运场站服务，是指货运客运场站（不包括铁路运输）提供的货物配载服务、运输组织服务、中转换乘服务、车辆调度服务、票务服务和车辆停放服务等业务活动。

4. 打捞救助服务，是指提供船舶人员救助、船舶财产救助、水上救助和沉船沉物打捞服务的业务活动。

5. 货物运输代理服务，是指接受货物收货人、发货人、船舶所有人、船舶承租人或船舶经营人的委托，以委托人的名义或者以自己的名义，在不直接提供货物运输服务的情况下，为委托人办理货物运输、船舶进出港口、联系安排引航、靠泊、装卸等货物和船舶代理相关业务手续的业务活动。

6. 代理报关服务，是指接受进出口货物的收、发货人委托，代为办理报关手续的业务活动。

7. 仓储服务，是指利用仓库、货场或者其他场所代客贮放、保管货物的业务活动。

8. 装卸搬运服务，是指使用装卸搬运工具或人力、畜力将货物在运输工具之间、装卸现场之间或者运输工具与装卸现场之间进行装卸和搬运的业务活动。

（五）有形动产租赁服务。

有形动产租赁，包括有形动产融资租赁和有形动产经营性租赁。

1. 有形动产融资租赁，是指具有融资性质和所有权转移特点有形动产租赁业务活动。即出租人根据承租人所要求的规格、型号、性能等条件购入有形动产租赁给承租人，合同期内设备所有权属于出租人，承租人只拥有使用权，合同期满付清租金后，承租人有权按照残值购入有形动产，以拥有其所有权。不论出租人是否将有形动产残值销售给承租人，均属于融资租赁。

2. 有形动产经营性租赁，是指在约定时间内将物品、设备等有形动产转让他人使用且租赁物所

有权不变更的业务活动。

远洋运输的光租业务、航空运输的干租业务，属于有形动产经营性租赁。

光租业务，是指远洋运输企业将船舶在约定的时间内出租给他人使用，不配备操作人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。

干租业务，是指航空运输企业将飞机在约定的时间内出租给他人使用，不配备机组人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。

（六）鉴证咨询服务。

鉴证咨询服务，包括认证服务、鉴证服务和咨询服务。

1. 认证服务，是指具有专业资质的单位利用检测、检验、计量等技术，证明产品、服务、管理体系符合相关技术规范、相关技术规范的强制性要求或者标准的业务活动。
2. 鉴证服务，是指具有专业资质的单位，为委托方的经济活动及有关资料进行鉴证，发表具有证明力的意见的业务活动。包括会计鉴证、税务鉴证、法律鉴证、工程造价鉴证、资产评估、环境评估、房地产土地评估、建筑图纸审核、医疗事故鉴定等。
3. 咨询服务，是指提供和策划财务、税收、法律、内部管理、业务运作和流程管理等信息或者建议的业务活动。

代理记账按照“咨询服务”征收增值税。

（七）广播影视服务。

广播影视服务，包括广播影视节目（作品）的制作服务、发行服务和播映（含放映，下同）服务。

1. 广播影视节目（作品）制作服务，是指进行专题（特别节目）、专栏、综艺、体育、动画片、广播剧、电视剧、电影等广播影视节目和作品制作的服务。具体包括与广播影视节目和作品相关的策划、采编、拍摄、录音、音视频文字图片素材制作、场景布置、后期的剪辑、翻译（编译）、字幕制作、片头、片尾、片花制作、特效制作、影片修复、编目和确权等业务活动。
2. 广播影视节目（作品）发行服务，是指以分账、买断、委托、代理等方式，向影院、电台、电视台、网站等单位和个人发行广播影视节目（作品）以及转让体育赛事等活动的报道及播映权的业务活动。
3. 广播影视节目（作品）播映服务，是指在影院、剧院、录像厅及其他场所播映广播影视节目（作品），以及通过电台、电视台、卫星通信、互联网、有线电视等无线或有线装置播映广播影视节目（作品）的业务活动。

附件 2:

交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点有关事项的规定

一、试点纳税人[指按照《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法》(以下称《试点实施办法》)缴纳增值税的纳税人]有关政策

(一) 混业经营。

试点纳税人兼有不同税率或者征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的,应当分别核算适用不同税率或征收率的销售额,未分别核算销售额的,按照以下方法适用税率或征收率:

1. 兼有不同税率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的,从高适用税率。
2. 兼有不同征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的,从高适用征收率。
3. 兼有不同税率和征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的,从高适用税率。

(二) 油气田企业。

油气田企业提供的应税服务,适用《试点实施办法》规定的增值税税率,不再适用《财政部国家税务总局关于印发〈油气田企业增值税管理办法〉的通知》(财税〔2009〕8号)规定的增值税税率。

(三) 航空运输企业。

1. 航空运输企业提供的旅客利用里程积分兑换的航空运输服务,不征收增值税。
2. 航空运输企业根据国家指令无偿提供的航空运输服务,属于《试点实施办法》第十一条规定的以公益活动为目的的服务,不征收增值税。
3. 航空运输企业的应征增值税销售额不包括代收的机场建设费和代售其他航空运输企业客票而代收转付的价款。
4. 航空运输企业已售票但未提供航空运输服务取得的逾期票证收入,不属于增值税应税收入,不征收增值税。

(四) 销售额。

经中国人民银行、商务部、银监会批准从事融资租赁业务的试点纳税人提供有形动产融资租赁服务,以取得的全部价款和价外费用(包括残值)扣除由出租方承担的有形动产的贷款利息(包括外汇借款和人民币借款利息)、关税、进口环节消费税、安装费、保险费的余额为销售额。

试点纳税人从全部价款和价外费用中扣除价款,应当取得符合法律、行政法规和国家税务总局有关规定的有效凭证。否则,不得扣除。

上述凭证是指：

1. 支付给境内单位或者个人的款项，以发票为合法有效凭证。
2. 缴纳的税款，以完税凭证为合法有效凭证。
3. 支付给境外单位或者个人的款项，以该单位或者个人的签收单据为合法有效凭证，税务机关对签收单据有疑议的，可以要求其提供境外公证机构的确认证明。
4. 国家税务总局规定的其他凭证。

（五） 试点纳税人取得的 2013 年 8 月 1 日（含）以后开具的运输费用结算单据（铁路运输费用结算单据除外），不得作为增值税扣税凭证。

（六） 一般纳税人资格认定。

《试点实施办法》第三条规定的应税服务年销售额标准为 500 万元（含本数）。
财政部和国家税务总局可以根据试点情况对应应税服务年销售额标准进行调整。

（七） 计税方法。

1. 试点纳税人中的一般纳税人提供的公共交通运输服务，可以选择按照简易计税方法计算缴纳增值税。公共交通运输服务，包括轮客渡、公交客运、轨道交通（含地铁、城市轻轨）、出租车、长途客运、班车。其中，班车，是指按固定路线、固定时间运营并在固定站点停靠的运送旅客的陆路运输。
2. 试点纳税人中的一般纳税人，以该地区试点实施之日前购进或者自制的有形动产为标的物提供的经营租赁服务，试点期间可以选择适用简易计税方法计算缴纳增值税。
3. 试点纳税人中的一般纳税人兼有销售货物、提供加工修理修配劳务的，凡未规定可以选择按照简易计税方法计算缴纳增值税的，其全部销售额应一并按照一般计税方法计算缴纳增值税。

（八） 试点前发生的业务。

1. 试点纳税人在本地区试点实施之日前签订的尚未执行完毕的租赁合同，在合同到期日之前继续按照现行营业税政策规定缴纳营业税。
2. 试点纳税人提供应税服务，按照国家有关营业税政策规定差额征收营业税的，因取得的全部价款和价外费用不足以抵减允许扣除项目金额，截至本地区试点实施之日尚未扣除的部分，不得在计算试点纳税人本地区试点实施之日后的销售额时予以抵减，应当向原主管地税机关申请退还营业税。

试点纳税人按照本条第（八）项中第 1 点规定继续缴纳营业税的有形动产租赁服务，不适用本项规定。

3. 试点纳税人提供应税服务在本地区试点实施之日前已缴纳营业税，本地区试点实施之日（含）后因发生退款减除营业额的，应当向主管税务机关申请退还已缴纳的营业税。

4. 试点纳税人本地区试点实施之日前提供的应税服务，因税收检查等原因需要补缴税款的，应按照现行营业税政策规定补缴营业税。

（九）销售使用过的固定资产。

按照《试点实施办法》和本规定认定的一般纳税人，销售自己使用过的本地区试点实施之日（含）以后购进或自制的固定资产，按照适用税率征收增值税；销售自己使用过的本地区试点实施之日以前购进或者自制的固定资产，按照4%征收率减半征收增值税。

使用过的固定资产，是指纳税人根据财务会计制度已经计提折旧的固定资产。

（十）扣缴增值税适用税率。

境内的代理人和接受方为境外单位和个人扣缴增值税的，按照适用税率扣缴增值税。

二、原增值税纳税人[指按照《中华人民共和国增值税暂行条例》（以下称《增值税暂行条例》）缴纳增值税的纳税人]有关政策

（一）进项税额。

1. 原增值税一般纳税人接受试点纳税人提供的应税服务，取得的增值税专用发票上注明的增值税额为进项税额，准予从销项税额中抵扣。

2. 原增值税一般纳税人自用的应征消费税的摩托车、汽车、游艇，其进项税额准予从销项税额中抵扣。

3. 原增值税一般纳税人接受境外单位或者个人提供的应税服务，按照规定应当扣缴增值税的，准予从销项税额中抵扣的进项税额为从税务机关或者代理人取得的解缴税款的中华人民共和国税收缴款凭证（以下称税收缴款凭证）上注明的增值税额。

上述纳税人凭税收缴款凭证抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。否则，进项税额不得从销项税额中抵扣。

4. 原增值税一般纳税人购进货物或者接受加工修理修配劳务，用于《应税服务范围注释》所列项目的，不属于《增值税暂行条例》第十条所称的用于非增值税应税项目，其进项税额准予从销项税额中抵扣。

5. 原增值税一般纳税人接受试点纳税人提供的应税服务，下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：

（1）用于简易计税方法计税项目、非增值税应税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费，其中涉及的专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁，仅指专用于上述项目的专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁。

（2）接受的旅客运输服务。

（3）与非正常损失的购进货物相关的交通运输业服务。

（4）与非正常损失的在产品、产成品所耗用购进货物相关的交通运输业服务。

上述非增值税应税项目，是指《增值税暂行条例》第十条所称的非增值税应税项目，但不包括《应税服务范围注释》所列项目。

6. 原增值税一般纳税人取得的 2013 年 8 月 1 日（含）以后开具的运输费用结算单据（铁路运输费用结算单据除外），不得作为增值税扣税凭证。

原增值税一般纳税人取得的试点小规模纳税人由税务机关代开的增值税专用发票，按增值税专用发票注明的税额抵扣进项税额。

（二）一般纳税人认定。

原增值税一般纳税人兼有应税服务，按照《试点实施办法》和本规定第一条第（六）项的规定应当申请认定一般纳税人的，不需要重新办理一般纳税人认定手续。

（三）增值税期末留抵税额。

原增值税一般纳税人兼有应税服务的，截止到本地区试点实施之日前的增值税期末留抵税额，不得从应税服务的销项税额中抵扣。

附件 3:

交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定

一、下列项目免征增值税

(一) 个人转让著作权。

(二) 残疾人个人提供应税服务。

(三) 航空公司提供飞机播洒农药服务。

(四) 试点纳税人提供技术转让、技术开发和与之相关的技术咨询、技术服务。

1. 技术转让，是指转让者将其拥有的专利和非专利技术的所有权或者使用权有偿转让他人的行为；技术开发，是指开发者接受他人委托，就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究开发的行为；技术咨询，是指就特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告等。

与技术转让、技术开发相关的技术咨询、技术服务，是指转让方（或受托方）根据技术转让或开发合同的规定，为帮助受让方（或委托方）掌握所转让（或委托开发）的技术，而提供的技术咨询、技术服务业务，且这部分技术咨询、服务的价款与技术转让（或开发）的价款应当开在同一张发票上。

2. 审批程序。试点纳税人申请免征增值税时，须持技术转让、开发的书面合同，到试点纳税人所在地省级科技主管部门进行认定，并持有关的书面合同和科技主管部门审核意见证明文件报主管国家税务局备查。

(五) 符合条件的节能服务公司实施合同能源管理项目中提供的应税服务。

上述“符合条件”是指同时满足下列条件：

1. 节能服务公司实施合同能源管理项目相关技术，应当符合国家质量监督检验检疫总局和国家标准化委员会发布的《合同能源管理技术通则》（GB/T24915-2010）规定的技术要求。

2. 节能服务公司与用能企业签订《节能效益分享型》合同，其合同格式和内容，符合《中华人民共和国合同法》和国家质量监督检验检疫总局和国家标准化委员会发布的《合同能源管理技术通则》（GB/T24915-2010）等规定。

(六) 自本地区试点实施之日起至 2013 年 12 月 31 日，注册在中国服务外包示范城市的试点纳税人从事离岸服务外包业务中提供的应税服务。

注册在平潭的试点纳税人从事离岸服务外包业务中提供的应税服务。

从事离岸服务外包业务，是指企业根据境外单位与其签订的委托合同，由本企业或其直接转包的企业为境外提供信息技术外包服务（ITO）、技术性业务流程外包服务（BPO）或技术性知识流程外包服务（KPO）。

（七） 台湾航运公司从事海峡两岸海上直航业务在大陆取得的运输收入。

台湾航运公司，是指取得交通运输部颁发的“台湾海峡两岸间水路运输许可证”且该许可证上注明的公司登记地址在台湾的航运公司。

（八） 台湾航空公司从事海峡两岸空中直航业务在大陆取得的运输收入。

台湾航空公司，是指取得中国民用航空局颁发的“经营许可”或依据《海峡两岸空运协议》和《海峡两岸空运补充协议》规定，批准经营两岸旅客、货物和邮件不定期（包机）运输业务，且公司登记地址在台湾的航空公司。

（九） 美国 ABS 船级社在非营利宗旨不变、中国船级社在美国享受同等免税待遇的前提下，在中国境内提供的船检服务。

（十） 2013 年 12 月 31 日之前，广播电影电视行政主管部门（包括中央、省、地市及县级）按照各自职能权限批准从事电影制片、发行、放映的电影集团公司（含成员企业）、电影制片厂及其他电影企业转让电影版权、发行电影以及在农村放映电影。

（十一） 随军家属就业。

1. 为安置随军家属就业而新开办的企业，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

享受税收优惠政策的企业，随军家属必须占企业总人数的 60%（含）以上，并有军（含）以上政治和后勤机关出具的证明。

2. 从事个体经营的随军家属，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

随军家属必须有师以上政治机关出具的可以表明其身份的证明，但税务部门应当进行相应的审查认定。

主管税务机关在企业或个人享受免税期间，应当对此类企业进行年度检查，凡不符合条件的，取消其免税政策。

按照上述规定，每一名随军家属可以享受一次免税政策。

（十二） 军队转业干部就业。

1. 从事个体经营的军队转业干部，经主管税务机关批准，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

2. 为安置自主择业的军队转业干部就业而新开办的企业，凡安置自主择业的军队转业干部占企业总人数 60%（含）以上的，经主管税务机关批准，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

享受上述优惠政策的自主择业的军队转业干部必须持有师以上部队颁发的转业证件。

（十三）城镇退役士兵就业。

1. 为安置自谋职业的城镇退役士兵就业而新办的服务型企业当年新安置自谋职业的城镇退役士兵达到职工总数 30%以上，并与其签订 1 年以上期限劳动合同的，经县级以上民政部门认定、税务机关审核，其提供的应税服务（除广告服务外）3 年内免征增值税。

2. 自谋职业的城镇退役士兵从事个体经营的，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务（除广告服务外）3 年内免征增值税。

新办的服务型企业，是指《国务院办公厅转发民政部等部门关于扶持城镇退役士兵自谋职业优惠政策意见的通知》（国办发[2004]10 号）下发后新组建的企业。原有的企业合并、分立、改制、改组、扩建、搬迁、转产以及吸收新成员、改变领导或隶属关系、改变企业名称的，不能视为新办企业。

自谋职业的城镇退役士兵，是指符合城镇安置条件，并与安置地民政部门签订《退役士兵自谋职业协议书》，领取《城镇退役士兵自谋职业证》的士官和义务兵。

（十四）失业人员就业。

1. 持《就业失业登记证》（注明“自主创业税收政策”或附着《高校毕业生自主创业证》）人员从事个体经营的，在 3 年内按照每户每年 8000 元为限额依次扣减其当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和个人所得税。

试点纳税人年度应缴纳税款小于上述扣减限额的，以其实际缴纳的税款为限；大于上述扣减限额的，应当以上述扣减限额为限。

享受优惠政策的个体经营试点纳税人，是指提供《应税服务范围注释》服务（除广告服务外）的试点纳税人。

持《就业失业登记证》（注明“自主创业税收政策”或附着《高校毕业生自主创业证》）人员是指：（1）在人力资源和社会保障部门公共就业服务机构登记失业半年以上的人员；（2）零就业家庭、享受城市居民最低生活保障家庭劳动年龄内的登记失业人员；（3）毕业年度内高校毕业生。

高校毕业生，是指实施高等学历教育的普通高等学校、成人高等学校毕业的学生；毕业年度，是指毕业所在自然年，即 1 月 1 日至 12 月 31 日。

2. 服务型企业（除广告服务外）在新增加的岗位中，当年新招用持《就业失业登记证》（注明“企业吸纳税收政策”）人员，与其签订 1 年以上期限劳动合同并依法缴纳社会保险费的，在 3 年内按照实际招用人数予以定额依次扣减增值税、城市维护建设税、教育费附加和企业所得税优惠。定额标准为每人每年 4000 元，可上下浮动 20%，由试点地区省级人民政府

根据本地区实际情况在此幅度内确定具体定额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

按照上述标准计算的税收扣减额应当在企业当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和企业所得税税额中扣减，当年扣减不足的，不得结转下年使用。

持《就业失业登记证》（注明“企业吸纳税收政策”）人员是指：（1）国有企业下岗失业人员；（2）国有企业关闭破产需要安置的人员；（3）国有企业所办集体企业（即厂办大集体企业）下岗职工；（4）享受最低生活保障且失业1年以上的城镇其他登记失业人员。

服务型企业，是指从事原营业税“服务业”税目范围内业务的企业。

国有企业所办集体企业（即厂办大集体企业），是指20世纪70、80年代，由国有企业批准或资助兴办的，以安置回城知识青年和国有企业职工子女就业为目的，主要向主办国有企业提供配套产品或劳务服务，在工商行政机关登记注册为集体所有制的企业。厂办大集体企业下岗职工包括在国有企业混岗工作的集体企业下岗职工。

3. 享受上述优惠政策的人员按照下列规定申领《就业失业登记证》、《高校毕业生自主创业证》等凭证：

（1）按照《就业服务与就业管理规定》（中华人民共和国劳动和社会保障部令第28号）第六十三条的规定，在法定劳动年龄内，有劳动能力，有就业要求，处于无业状态的城镇常住人员，在公共就业服务机构进行失业登记，申领《就业失业登记证》。其中，农村进城务工人员和其他非本地户籍人员在常住地稳定就业满6个月的，失业后可以在常住地登记。

（2）零就业家庭凭社区出具的证明，城镇低保家庭凭低保证明，在公共就业服务机构登记失业，申领《就业失业登记证》。

（3）毕业年度内高校毕业生在校期间凭学校出具的相关证明，经学校所在地省级教育行政部门核实认定，取得《高校毕业生自主创业证》（仅在毕业年度适用），并向创业地公共就业服务机构申请取得《就业失业登记证》；高校毕业生离校后直接向创业地公共就业服务机构申领《就业失业登记证》。

（4）服务型企业招录的人员，在公共就业服务机构申领《就业失业登记证》。

（5）《再就业优惠证》不再发放，原持证人员应当到公共就业服务机构换发《就业失业登记证》。正在享受下岗失业人员再就业税收优惠政策的原持证人员，继续享受原税收优惠政策至期满为止。

（6）上述人员申领相关凭证后，由就业和创业地人力资源和社会保障部门对人员范围、就业失业状态、已享受政策情况审核认定，在《就业失业登记证》上注明“自主创业税收政策”或“企业吸纳税收政策”字样，同时符合自主创业和企业吸纳税收政策条件的，可同时加注；主管税务机关在《就业失业登记证》上加盖戳记，注明减免税所属时间。

4. 上述税收优惠政策的审批期限为2011年1月1日至2013年12月31日，以试点纳税人到税务机关办理减免税手续之日起作为优惠政策起始时间。税收优惠政策在2013年12月31日未执行到期的，可继续享受至3年期满为止。

二、下列项目实行增值税即征即退

- (一) 注册在洋山保税港区和东疆保税港区内的试点纳税人，提供的国内货物运输服务、仓储服务和装卸搬运服务。
- (二) 安置残疾人的单位，实行由税务机关按照单位实际安置残疾人的人数，限额即征即退增值税的办法。
上述政策仅适用于从事原营业税“服务业”税目（广告服务除外）范围内业务取得的收入占其增值税和营业税业务合计收入的比例达到 50% 的单位。
有关享受增值税优惠政策单位的条件、定义、管理要求等按照《财政部 国家税务总局关于促进残疾人就业税收优惠政策的通知》（财税〔2007〕92 号）中有关规定执行。
- (三) 试点纳税人中的一般纳税人提供管道运输服务，对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。
- (四) 经人民银行、银监会、商务部批准经营融资租赁业务的试点纳税人中的一般纳税人，提供有形动产融资租赁服务，对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。

三、本通知所称增值税实际税负，是指纳税人当期提供应税服务实际缴纳的增值税税额占纳税人当期提供应税服务取得的全部价款和价外费用的比例。

四、本地区试点实施之日前，如果试点纳税人已经按照有关政策规定享受了营业税税收优惠，在剩余税收优惠政策期限内，按照本规定享受有关增值税优惠。

附件 4:

应税服务适用增值税零税率和免税政策的规定

一、中华人民共和国境内（以下称境内）的单位和个人提供的国际运输服务、向境外单位提供的研发服务和设计服务，适用增值税零税率。

（一）国际运输服务，是指：

1. 在境内载运旅客或者货物出境；
2. 在境外载运旅客或者货物入境；
3. 在境外载运旅客或者货物。

（二）境内的单位和个人适用增值税零税率，以水路运输方式提供国际运输服务的，应当取得《国际船舶运输经营许可证》；以陆路运输方式提供国际运输服务的，应当取得《道路运输经营许可证》和《国际汽车运输行车许可证》，且《道路运输经营许可证》的经营范围应当包括“国际运输”；以航空运输方式提供国际运输服务的，应当取得《公共航空运输企业经营许可证》且其经营范围应当包括“国际航空客货邮运输业务”。

（三）向境外单位提供的设计服务，不包括对境内不动产提供的设计服务。

二、境内的单位和个人提供的往返香港、澳门、台湾的交通运输服务以及在香港、澳门、台湾提供的交通运输服务（以下称港澳台运输服务），适用增值税零税率。

境内的单位和个人适用增值税零税率，以陆路运输方式提供至香港、澳门的交通运输服务的，应当取得《道路运输经营许可证》并具有持《道路运输证》的直通港澳运输车辆；以水路运输方式提供至台湾的交通运输服务的，应当取得《台湾海峡两岸间水路运输许可证》并具有持《台湾海峡两岸间船舶营运证》的船舶；以水路运输方式提供至香港、澳门的交通运输服务的，应当具有获得港澳线路运营许可的船舶；以航空运输方式提供上述交通运输服务的，应当取得《公共航空运输企业经营许可证》且其经营范围应当包括“国际、国内（含港澳）航空客货邮运输业务”。

三、境内的单位和个人提供期租、程租和湿租服务，如果租赁的交通运输工具用于国际运输服务和港澳台运输服务，不适用增值税零税率，由承租方按规定申请适用零税率。

四、境内的单位和个人提供适用零税率的应税服务，如果属于适用增值税一般计税方法的，实行免抵退税办法，退税率为其按照《试点实施办法》第十二条第（一）至（三）项规定适用的增值税税率；如果属于适用简易计税方法的，实行免征增值税办法。外贸企业兼营适用零税率应税服务的，统一实行免退税办法。

五、境内的单位和个人提供适用零税率应税服务的，可以放弃适用零税率，选择免税或按规定缴纳增值税。放弃适用零税率后，36个月内不得再申请适用零税率。

六、境内的单位和个人提供适用零税率的应税服务，按月向主管退税的税务机关申报办理增值税免抵退税或免税手续。具体管理办法由国家税务总局商财政部另行制定。

七、境内的单位和个人提供的下列应税服务免征增值税，但财政部和国家税务总局规定适用零税率的除外：

（一）工程、矿产资源在境外的工程勘察勘探服务。

（二）会议展览地点在境外的会议展览服务。

（三）存储地点在境外的仓储服务。

（四）标的物在境外使用的有形动产租赁服务。

（五）在境外提供的广播影视节目（作品）的发行、播映服务。

（六）符合本规定第一条第（一）项规定但不符合第一条第（二）项规定条件的国际运输服务。

（七）符合本规定第二条第一款规定但不符合第二条第二款规定条件的港澳台运输服务。

（八）向境外单位提供的下列应税服务：

1. 技术转让服务、技术咨询服务、合同能源管理服务、软件服务、电路设计及测试服务、信息系统服务、业务流程管理服务、商标著作权转让服务、知识产权服务、物流辅助服务（仓储服务除外）、认证服务、鉴证服务、咨询服务、广播影视节目（作品）制作服务、期租服务、程租服务、湿租服务。但不包括：合同标的物在境内的合同能源管理服务，对境内货物或不动产的认证服务、鉴证服务和咨询服务。

2. 广告投放地在境外的广告服务。